建設工事請負基準約款第26条第5項 (単品スライド条項)

運用マニュアル 【令和4年6月24日以降適用】

新潟県土木部 新潟県交通政策局 新潟県農林水産部 新潟県農地部

> 令和4年 9月21日 初版 令和5年 1月20日 訂正



【目次】

书	ı	早	祁	心 ണ																												
	1	_	1	本マニ	= _	.ア.	ルの	·位·	置	付け) .																					1
	1	_	2	対象	工事	· .																										1
	1	_	3	対象	品目	١.																										1
		1 -	— 3	3 — 1	対	象	品目	<u>の</u>	選!	定の)考	言え	.方																			1
		1 -	— 3	3 - 2	ス	、ラ・	イド	額	の <u>:</u>	京草	Ξσ.)対	象	٤	す	る。	品目	∄ .														2
	1	_	4	請負金	金額	(の:	考え	.方																								2
	1	_	5	スライ	イド	額	算定																									3
		1 -	<u> </u>	5 – 1	ス	、ラ・	イド	額	算:	定σ)ナ	法	:I=	つ	い	7																3
		1 -	_ 5	5-2	出	来	高部	分	払	いを	三行		た	場	合	の 3	対拿	象数	女量	<u>}</u> (=	つ	い	て									7
	1	_	6	全体	スラ	イ	ド条	:項.	及	び1	ノン	ノフ	レ	ス	ラ	イ	ド彡	₹IJ	頁佇	押	時	の	特值	列								8
	1	_	7	その作	他·																											9
第	2	章	釒	岡材類																												
	2	_	1	対象	材料	١.																									1	0
		2	– 1	- 1	対	象	材料	の:	考	えナ	⋾・																				1	0
		2	– 1	-2	そ	· の ′	他市	i場.	単	価・	±	:木	エ	事	標:	準	単信	囲の	り扱	とい	な	تع									1	1
	2	_	2	対象数	数量	<u> </u>																									1	1
	2	_	3	受注	者へ	の	確認	事	項																						1	3
	2	_	4	単価(実勢	勢佂	格(の算	定	<u>:</u>) ·																					1	6
		2	_ ∠	1 — 1	変	動	前の	価	格	の決	式夕	三方	i法																		1	6
		2	_ ∠	1-2	変	動	後の	実	勢	価格	\$ σ.	決	定	方	法																1	6
		2	_ ∠	1-3	変	動	後の	実	勢	価格	\$ σ.)算	出	方	法																1	7
	2	_	5	購入值	価格	か	評価	i方	法																						1	7
	2	_	6	変動額	額の	算;	定·																								1	8
	2	_	7	計算值	例·																										1	8
第	3	章	炒	燃料油																												
	3	_	1	対象	材料	١.																									1	9
	3	_	2	対象数	数量	<u> </u>																									1	9
		3 -	- 2	2 — 1	対	象	数量	<u></u> の	考	えナ	<u>.</u>																				1	9



	3 - 2	2 - 2	対象数	量の算	定方法	去・・									•		٠			•	٠ :	2 0
	3 - 2	2-3	その他																		. :	2 0
	3 – 3	受注者	ずへの確	認事項	į · ·																. :	2 1
	3 - 4	単価(実勢価格	₹の算え	定)・																• :	2 2
	3 - 4	1 — 1	変動前の	の価格	の決定	定方法	<u></u>														• :	2 2
	3 - 4	1-2	変動後	の実勢	価格の	の決定	三方	法・													. :	2 2
	3 - 4	1-3	変動後	の実勢	価格の	の算出	方	法・													• :	2 4
	3 – 5	購入低	西格の評価	価方法	<u>.</u>																. :	2 4
	3 – 6	変動額	質の算定																		٠ :	2 4
	3 - 7	算定例	Ŋ · · ·																		. :	2 5
	3 - 7	7 — 1	各種資	材の運	搬に信	系る燃	燃料	油の	算足	官方	法										. :	2 5
	3 - 7	7 — 2	機材運	搬に係	る燃料	糾油σ)算;	定方	法:												. :	2 6
	3 - 7	7 — 3	直接工	事費に	計上を	される	5運	搬費													- ;	3 0
	3 - 7	7 — 4	計算事	例・・																	٠ ;	3 1
第	4章 そ	その他の)主要なご	工事材	料																	
	4 — 1	対象材	材・・																		٠ ;	3 2
	4 — 1	- 1	対象材料	料の考	え方																. ;	3 2
	4 — 1	-2	その他	市場単	.価・ <u>:</u>	上木ユ	事	標準	単位		扱し	ハ等	Ē.								٠ ;	3 2
	4-2	対象数	量・・																		٠ ;	3 3
	4 – 3	受注者	ずへの確	認事項	į · ·																٠ ;	3 5
	4 – 4	単価(実勢価格	₹の算え	定)・								•						 •		. ;	3 6
	4 - 4	1 — 1	変動前の	の価格	の決定	定方法	<u></u>														٠ ;	3 6
	4 - 4	1-2	変動後の	の実勢	·価格の	の決定	三方	法・												٠	٠ ;	3 6
	4 – 5	購入個	断格の評価	価方法																	٠ ;	3 6
	4 – 6	変動額	頭の算定																		٠ ;	3 6
第	5章 請	青求等手	=続き及	び提出	様式																	
	5 — 1	請求時	- 持期・・																		٠ ;	3 7
	5 – 2	協議の)手続き																	٠	٠ ;	3 8
	5 – 3	既済部	『分検査																	٠	٠ ;	3 9
	5 – 4	部分引	き渡し	にかか	る指足	定部分	} の]	取り	扱し	١.											- ;	3 9
	5 – 5	複数年	E度にわ;	たる維	持工	事の取	なりき	扱い														4 0



第6章 実施フロー

	6 - 1	単品スライド条項にかかる実施フロー及び様式(受注者発議)・・・・・・・・・41
	6-2	単品スライド条項にかかる実施フロー及び様式(発注者発議)・・・・・・・・42
別]表 1	
	市場単価	5・土木工事標準単価の扱い<市場単価>・・・・・・・・・・・・・・・・43
	市場単価	5・土木工事標準単価の扱い<土木工事標準単価>・・・・・・・・・・・・・・45

その他(別冊)

- ・様式集
- ・単品スライド額算定の考え方 概略フロー





第1章 総論

1-1 本マニュアルの位置付け

本マニュアルは、国土交通省が制定した「工事請負契約書第26条第5項(単品スライド条項) 運用マニュアル(案) <令和4年7月制定>(以下、「国交省運用マニュアル」という)を模範 に、新潟県発注工事を想定した単品スライド条項の運用について、受発注者双方の認識の共有化 を図るため、一般的な考え方を県独自で整理したものである。なお、基本的には国交省運用マニ ュアルに準拠しており、県独自で標記及び表現等を修正した箇所は赤字で記載するものである。 また、今後の単品スライド条項の協議の事例や国交省運用マニュアルの改定状況等を踏まえ、 本内容についても適宜追加・修正を行っていくものである。

※スライド条項及び単品スライド条項の導入経緯及びスライド条項の趣旨等については、 国交省運用マニュアルに同じである。

□国交省運用マニュアル入手先(国交省HP)

https://www.mlit.go.jp/tec/tec_fr_000105.html

1-2 対象工事

- ・残工期が2ヶ月以上ある全ての工事を対象とする。
- ・単品スライド条項の請求は、当該請求の際に残工期(部分引渡しに係る工事部分の残工期を 含む)が2ヶ月以上ある場合に限り、行うことができる。
- ・建設工事請負基準約款によらない工事は、単品スライド条項の適用外工事となる。

1-3 対象品目

1-3-1 対象品目の選定の考え方

- ・対象品目は、鋼材類、燃料油、その他の主要な工事材料とする。
- ・各対象品目の対象材料については、受注者から請求があった材料の中から受 発注者間で協議の上決定とする。
 - ・建設工事請負基準約款の第26条第5項に、「主要な工事材料の日本国内における価格に著 しい変動を生じ、請負金額が不適当となったとき」とされていることから、公共工事におい て使用している頻度の高い主要な材料を対象とする。
- ・これは、通常合理的な範囲を超える価格の変動分を、受注者のみの負担とするのは適切ではないという考え方のもと、単品スライド条項の趣旨を適切に踏まえたことによるものであり、 価格変動がある材料全てが単品スライド条項の適用対象とはならない点に留意が必要である。
- ・なお、対象となる材料については、受注者から請求があった材料の中から受発注者間で協議 の上決定するものであり、請求のない材料まで対象とする趣旨ではないことにも留意が必要 である。



1-3-2 スライド額の算定の対象とする品目

- ・各工事においてスライド額の算定の対象となるのは、品目毎の変動額(増額分又は減額分)が<mark>請負金額</mark>の1%を超える品目とする。
- ・個々の工事において、工事の総額に及ぼす影響が現に大きいことが必要条件となり、品目毎の変動額が請負金額の1%を超える場合について、その品目をスライド額の適用対象とする。
- ・つまり、鋼材類、燃料油、その他の主要な工事材料の変動額の合計額が<mark>請負金額</mark>の1%を超えるものを適用対象とするのではなく、鋼材類を例にとれば、その変動額だけで<mark>請負金額</mark>の1%を超えている場合には鋼材類が適用対象材料になるという趣旨である。
- ・なお、「品目毎」とは、鋼材類、燃料油、その他の主要な工事材料で区分し、その他の主要な工事材料の区分は「第4章 その他の主要な工事材料」によるものとする。

1-4 請負金額の考え方

- ・部分払をした工事における「請負金額」は、当該工事の請負金額から当該部分払の対象となった出来高部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品(以下「出来高部分等」という。)に相応する請負金額相当額を控除した額とする。
 - ・出来高として既に部分払いを行った部分については、特段の条件がない限り、発注者と受注者との間で数量及び金額について合意を完了しているものであることから、単品スライド条項の請求対象となる工事においても、その部分まで遡って単品スライド条項を適用できないことに変わりはない。
- ・ただし、通常は、対象材料の価格の変動により<mark>請負金額</mark>が不適当となることが判明する時点、 すなわち、工事がかなり進捗した時点で単品スライド条項の適用請求を行うこととなるのが 一般的であるため、単品スライド条項の適用請求までの間に部分払いが行われることもあり 得る。このような場合に対処するため、今後部分払いを行う際には、発注者又は受注者の要 請に基づき、部分払いを行う部分についても今後の単品スライド条項の請求対象とすること ができることとしている。(第5章 請求等手続き及び提出様式によるものとする。)
- ・また、部分引き渡しを行った部分についてはその部分に係る精算を完了させる必要があることから、その部分のみを一つの工事として扱い単品スライド条項を適用することとなる。その際の<mark>請負金額</mark>は部分引き渡しを行う部分に係る<mark>請負金額</mark>となるが、部分払いを既に行っている出来高部分(特段の規定を設けたものを除く)が請求対象外となるのは、通常の工事と同様である。
- ・このような考え方は、<mark>請負金額</mark>だけでなく、スライド額の算定の対象とする数量についても 適用される。



1-5 スライド額算定

1-5-1 スライド額算定の方法について

- ・「スライド額」とは、材料価格の変動に伴う変動額のうち、<mark>請負金額</mark>の1% を超える額とする。
- ・それぞれの品目毎の変動後の金額は、実勢価格に基づき算出した額と実際の 購入金額とのどちらか低い方とする。ただし、受注者が実際の購入金額が適 当な購入金額であることを証明する書類を示し、実際の購入金額が適当な購 入金額であると認められる場合にあっては、実際の購入金額が実勢価格に基 づき算出した額よりも高い場合でも、実際の購入金額とする。
- ① スライド額算定式 (実勢価格)
- ・1-3により対象となった鋼材類、燃料油、その他の主要な工事材料のそれぞれの品目毎の 請負代金の変更額(以下「スライド額」という。)の算定は、主要な工事材料に該当する各 材料(以下「対象材料」という。)の単価等に基づき、次式により行う。

スライド額(増額) = 鋼材の変動額 + 燃料油の変動額 + 材料の変動額

- 請負金額× 1%

S (増額) = $(M_{(変更鋼)} - M_{(当初鋼)}) + (M_{(変更油)} - M_{(当初油)})$

+ $\left(M_{\left(\overline{\chi}_{\text{\tiny $}}\text{\tiny $}\text{\tiny $}\text{\tiny $}\text{\tiny $}\text{\tiny $}\text{\tiny $}\text{\tiny $}\text{\tiny $}\text{\tiny $}\right)}\right)$ - $P \times 1/100$

スライド額(減額) = 鋼材の変動額 + 燃料油の変動額 + 材料の変動額

+ 請負金額× 1%

 $S(減額) = (M_{(変更鋼)} - M_{(当初鋼)}) + (M_{(変変油)} - M_{(当初油)})$

+ $(M_{(ggH)}) - M_{(4\pi)} + P \times 1/100$

※スライド額は、税抜き額を万円未満切り捨てとする。

(実勢価格)

価格変動後の鋼材類、燃料油又はその他の主要な工事材料の金額

= 変動後の実勢価格× 対象数量× 落札率

× (1 + 消費税及び地方消費税の税率/100)

M (変更鋼) , M (変更油) , M (変更材料)

= { $p'1 \times D1 + p'2 \times D2 + \cdots + p'm \times Dm } \times k$

× (1 + 消費税及び地方消費税の税率/100)

p:2-4、3-4、4-4の規定に基づき算定した設計時点における鋼材類、燃料油 又はその他の主要な工事材料に該当する各材料の単価

p': 2-4、3-4、4-4の規定に基づき算定した価格変動後における鋼材類、燃料

油又はその他の主要な工事材料に該当する各材料の実勢価格

D : 2-2、3-2, 4-2の規定に基づき鋼材類、燃料油又はその他の主要な工事材

料に該当する各材料について算定した対象数量

k : 落札率 P : 請負金額



(増額変更の場合の計算例)

計算	例 1	請負金額:	220, 000, 000	1%相当額:	2, 200, 000			
各品目	各材料	価格変動前の金額	価格変動後の金額	変動額	対象の判定			
	軽油	1, 000, 000	1, 200, 000	200, 000				
燃料油	ガソリン	500, 000	600, 000	100, 000	×			
	合計	1, 500, 000	1, 800, 000	300, 000				
	異形棒鋼	5, 000, 000	7, 500, 000	2, 500, 000				
鋼材類	H形鋼	1, 000, 000	1, 400, 000	400, 000	\circ			
	合計	6, 000, 000	8, 900, 000	2, 900, 000				
スライド額 S = 2,900,000 - 2,200,000 = 700,000								

注)価格は税込み

計算	例 2	請負金額:	110, 000, 000	1%相当額:	1, 100, 000				
各品目	各材料	価格変動前の金額	価格変動後の金額	変動額	対象の判定				
	軽油	5, 000, 000	6, 500, 000	1, 500, 000					
燃料油	ガソリン	500, 000	600, 000	100, 000	0				
	合計	5, 500, 000	7, 100, 000	1, 600, 000					
	異形棒鋼	5, 000, 000	7, 000, 000	2, 000, 000					
鋼材類	H形鋼	1, 000, 000	1, 400, 000	400, 000	0				
	合計	6, 000, 000	8, 400, 000	2, 400, 000					
スライド額 S = 1,600,000 + 2,400,000 - 1,100,000 = 2,900,000									

注)価格は税込み

※対象となる品目の考え方は1-3-2 スライド額の算定の対象とする品目による。



- ② 実際の購入金額がM_(変更鋼)、M_(変更油) 又はM_(変更材料)を下回る場合について
- ・なお、購入金額が採用される場合に<mark>落札率</mark>を乗じないのは、既に<mark>落札率</mark>が乗じられた<mark>請負金</mark> 額の範囲内で受注者が購入したものにまで<mark>落札率</mark>を乗じるのは適当ではないとの考えによ るものである。

(購入金額)

価格変動後の鋼材類、燃料油又はその他の主要な工事材料の金額

= 実際の購入価格× 対象数量

× (1 + 消費税及び地方消費税の税率/100)

M (変更鋼) , M (変更油) , M (変更材料)

= { p''1×D1 + p''2×D2+·····+ p''m×Dm } × (1 + 消費税及び地方消費税の税率/100)

p'': 2-5、3-5、4-5の規定に基づき算定した価格変動後における鋼材類、燃料

油又はその他の主要な工事材料に該当する各材料の購入価格

D : 2-2、3-2, 4-2の規定に基づき鋼材類、燃料油又はその他の主要な工事材

料に該当する各材料について算定した対象数量

- ③ 実際の購入金額がM (変更鋼)、M (変更油) 又はM (変更材料) を上回る場合について
- なお、実際の購入金額が採用される場合に落札率を乗じないのは、上記②と同様である。
- ・この場合におけるスライド額算定の手順は以下のとおりとする。
 - 1) 受注者からの申し出
 - ・受注者は実際の購入金額により価格変動後の金額を算定することを希望する場合は、 対象品目及び対象材料を発注者に申し出るものとする。その際、受注者は対象材料毎に 実際の購入金額の単価が実勢価格の単価(<mark>落札率</mark>を考慮)を上回ることを確認するもの とする。
 - ・受注者から申し出があった場合、発注者は対象材料の当該地域における価格上昇の状況やその原因等について受注者から情報提供を求めるものとする。



2) 実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類

・実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類は、購入実績を証明する 書類に加え、原則として、当該地域での市場取引価格が確認できる2社以上の見積りと する。その際、実際の購入先の見積りは含まないものとする。

<見積りの留意事項>

- ・見積りの提出は、工期内の代表的な月(1ヶ月以上)とし、工事全期間の提出は 要しない。
- ・見積りの有効期間は、実際の購入金額の単価と比較するため、実際に「現場に搬入された月もしくは購入した月」を含むものとする。
- ・地域条件や工事材料の性質等で購入先以外から見積りを徴することができない場合や、購入先を含まない見積りが1社となる場合は、メタサーチサイト等により、 当該材料の取扱業者等の所在地により近隣で対応可能な業者が限られることを確認したうえで、実際の購入先への注文時の見積りも含めるものとする。

(「近隣」については、生コンクリートを例にすると、日平均気温が25度以上の場合は運搬時間が1時間半以内の地域とする等、工事材料の性質に応じて設定する。)

3) 価格変動後の金額の算定

<第1段階>

- ・受注者から提出された見積りから地域の材料価格の傾向と実際の購入金額での検討を行うことの妥当性を確認する。
- ・具体的には、対象材料毎に実際の購入金額の単価と2社以上の見積り単価を比較し、 実際の購入金額が最も安価であることを確認する。
- ・確認にあたっては、材料が現場に搬入された月もしくは材料を購入した月のうち、 代表的な月(1ヶ月以上)の単価で確認する。
- ・第1段階において、実際の購入金額が最も安価であることを確認した材料は第2段階に移行する。実際の購入金額が最も安価とならない材料については、実勢価格にて価格変動後の金額を算定するものとする。

<第2段階>

- ・材料毎に工事全体期間を対象に実際の購入金額の単価と実勢価格の単価(<mark>落札率</mark>を 考慮)を比較して実際の購入金額の妥当性を確認する。
- ・妥当性の目安は、実勢価格の単価(落札率を考慮)+30%とする。

(確認時の留意事項)

- ・複数の月に現場へ搬入・購入した場合の実勢価格の単価(<mark>落札率</mark>を考慮)は、各搬入月の単価を搬入・購入月毎の搬入数量で加重平均した単価とする。実際の購入金額の単価についても同様に購入単価を搬入・購入月毎の搬入数量で加重平均した単価とする。
- ・実勢価格の単価は以下のとおりとする。
- ・鋼材類: 「現場に搬入された月」の物価資料の価格(落札率を考慮)
- ・燃料油: 「購入した月の翌月」の物価資料の価格(落札率を考慮)
- ・その他主要な工事材料:鋼材類に準じるものとするが、燃料油のように契約と 購入がほとんど同時期に行われる材料については燃 料油に準じる



- ・実際の購入金額の単価が、実勢価格の単価(落札率を考慮)+30%以内である場合は、実際の購入金額の単価は概ね材料価格の上昇傾向と合致していると判断し、 実際の購入金額にて価格変動後の金額を算定するものとする。
- ・なお、実勢価格の単価(<mark>落札率</mark>を考慮)の+30%は発注者として妥当性を確認するためのものであり、+30%を超えても妥当性が確認されれば採用可能とし、受注者から提出された証明書類の金額が実勢価格に対し大幅に乖離している場合は、発注者は特別に考慮すべき価格変動要因がないかを確認する。

(大幅に乖離している場合の確認時の留意事項)

- ・発注者による見積りの徴収、近隣工事における材料の調達状況の確認、また、 特別<mark>単価</mark>調査により単価設定している場合は特別<mark>単価</mark>調査の再調査等により、発 注者が入手できる情報・資料から証明書類の金額の妥当性を確認するものとする。
- ・発注者による確認の結果、証明書類の金額の妥当性を確認できない場合は、実勢価格によりスライド変動額を算定するものとする。

4) 減額変更の場合

・発注者が減額変更を請求した場合で発注者が算定したスライド額に対し受注者が異議 を申し立てたときも同様の取り扱いとする。

1-5-2 出来高部分払いを行った場合の対象数量について

- ・既済部分について出来高部分払いを行っている場合は、当該既済部分払いの 対象となった出来高部分に係る数量を除いた数量を設計数量とする。
- ・出来高部分に係る数量の算出方法は、次のいずれかとする。
 - A) 出来高部分について再積算を実施して出来高に該当する金額を算出した資料より、出来高部分に該当する数量を算出。
 - B) 部分払い対象となった<mark>請負金額</mark>相当額と<mark>請負金額</mark>との割合に、対象数量を乗じることで概算的に数量を算出。^{**1}
 - ※1:部分払い時の支払い額は、出来高に該当する<mark>請負金額</mark>相当額の9割以下とされており、「部分払い時の支払額=部分払い対象となった<mark>請負金額</mark>相当額」ではないので注意すること。

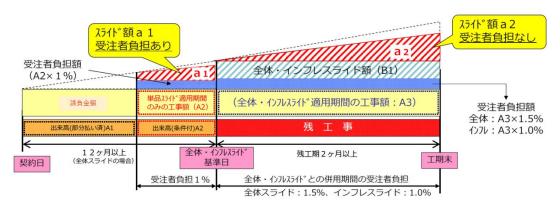


1-6 全体スライド条項及びインフレスライド条項併用時の特例

- ・全体スライド条項及びインフレスライド条項のみによるスライド額を算定 の上で、その対象とはならない価格上昇を単品スライド条項で反映するこ とは可能。
- ・全体スライド条項及びインフレスライド条項と単品スライド条項とを併用 した期間においては、単品スライド条項の変動前の単価は全体スライド条 項及びインフレスライド条項の適用日の単価を用いるものとし、単品スライド条項に係る受注者負担は求めない。
- ・単品スライド条項の発動の可否を判断するために1%を乗じる<mark>請負金額</mark>に は、全体スライド条項及びインフレスライド条項のスライド額を含む。
- ・全体スライド条項及びインフレスライド条項は、材料価格を含む物価や賃金等の変動に伴う 価格水準全般の変動について対応するものであることから、単品スライド条項の適用となっ ている材料を含めて、まず全体スライド条項及びインフレスライド条項によるスライド額を 算出することが基本となる。その上で、全体スライド条項及びインフレスライド条項との重 複を防止するため、全体スライド条項及びインフレスライド条項の対象とした数量について は、変動前の単価を全体スライド条項及びインフレスライド条項の適用日の単価として単品 スライド条項のスライド額を算出することとなる。
- ・また、全体スライド条項及びインフレスライド条項と単品スライド条項とをそれぞれ単独で考えれば、前者においては<mark>請負金額</mark>における残工事費の1.5%もしくは1%、後者においては<mark>請負金額</mark>の1%、それぞれで受注者の負担が生じることとなる。両スライドのルールをそのままそれぞれ適用した場合には、受注者にリスクを重複して負担させることになり、結果的にリスク負担が過大なものとなる。
- ・このような過大なリスク負担を回避するため、単品スライド条項のみが適用される期間においては当該期間の工事費の1%を受注者の負担とするが、全体スライド条項及びインフレスライド条項と単品スライド条項が併用されている期間においては、全体スライド条項及びインフレスライド条項の適用により受注者が負担する請負金額における残工事費の1.5%もしくは1%をもって既に単品スライド条項に係るリスク負担がなされているとの考え方に基づき、単品スライド条項に係る1%分の負担を求めないこととした。
- (全体スライド時には1.5%の受注者負担、インフレスライド時には1%の受注者負担を適用し、単品スライドでは受注者負担を考慮しない)
- ・ただし、1-4で述べたように、単品スライド条項に係る<mark>請負金額</mark>は基本的には最終的な<mark>請負金額</mark>であるため、単品スライドの適用可否を判断するために1%を乗じる<mark>請負金額</mark>は、全体スライド条項及びインフレスライド条項に係るスライド額を含む変更後の総価とする。



全体・インフレスライドと単品スライドの併用(請負金額・受注者負担の例)



注)1-4のとおり、単品スライド条項の<mark>請負金額</mark>は、最終的な全体工事費から、部分払い を行った出来高部分や部分引き渡しを行った部分を除いたもの。

既済検査日 全体・インフレスライド基準日 当初積算基準日 工期末 R2.4.1 R3.10.1 R4.4.1 (全体・インフレスライド基準日以降) R5.3.31 単品スライドはR2.4.1 単品スライドはR4.4.1 価格 既済部分のため からの変動額を求める。 からの変動額を求める。 単品スライド対象外 全体・インフレスライド 基準日 単品スライド額(a 2 R4.4.1 受注者負担(全体: 1.5% or イシフレ: 1.0%) 単品スライド額 全体・インフレスライド額 (a1) (B1) 受注者負担(単品)1.0% 出来高(部分払い済) 既済部分のため 単品スライド対象外 当初の請負金額 当初積算基準日 R2.4.1 全体・インフレスライド 工期 基準日

(補足:単品スライド額の対象イメージ)

※基準日時点の単価適用日で積算する (例 基準日R2.4.1であればR2.3.20の単価適用日で積算)

注)全体もしくはインフレスライドと併用する場合は、全体もしくはインフレスライドに基 づく設計変更契約を先に行う。また、変動額算定に用いる当初設計時点の実勢価格は、全体 もしくはインフレスライドの基準日の単価を用いる。

1-7 その他

- ・情報公開の取り扱いについて
- ・単品スライドの証明資料について開示請求があった場合には、社内書類も開示する方針である。



第2章 鋼材類

2-1 対象材料

2-1-1 対象材料の考え方

- ・H形鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鋼管杭、鋼管矢板、鉄鋼二次製品、ガードレール、スクラップ等、鋼材を主材料として構成されている材料を対象にする。
- ・ただし、コンクリート二次製品等に含まれる鋼材類は対象としない。
- ・鉄鉱石や石炭等の原材料の高騰を要因として、鋼材の価格が短期間で急激に変動することがあり得ることから、鋼材を主材料として構成されている材料を対象としたものであり、具体的には、いわゆる鋼材類(H形鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鋼管杭等)の他、鉄鋼二次製品(ロックボルト等)、鋼材から加工された道路用資材や橋梁用資材の一部(ガードレールやPCより線等)、スクラップ等を対象とする。
- ・しかしながら、鋼材類を一部に含むコンクリート二次製品等については、その中に含まれる鋼材類に係る部分のみを分離して価格を算出することが困難であることから、対象材料とは対象材料とはしない。(しかしながら、設計図面に配筋図等が明記されているなど、その必要数量が明らかになっており、かつ、単価・購入価格、購入先及び搬入時期が証明されること等により変動額の妥当性が客観的に評価できれば、対象材料となる可能性が排除されるものではない。)
- ・なお、非鉄金属(アルミニウム、鉛、金、銀、銅、ニッケル等)は価格変動の要因が鋼材の それとは異なることもあり、単品スライドの対象とする場合は鋼材類には含まず、「その他の 主要な工事材料」として整理するものとする。

対象材料一覧 (例)

材料	資材名称(例)	規格(例)	単位
鋼板	鋼板(販売)	厚板 無規格 1 2 ≦ t ≦ 2 5	t
鋼管杭	鋼管杭	SKK400	t
鋼製矢板	鋼矢板	SY295	t
棒鋼	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD345 D16~25	t
形鋼	H形鋼	広幅 SS400 150×150	t
PC鋼線	PC鋼より線	SWPR7A 7本より線 A種	kg
防護柵	転落防止柵	H=1100 根入長=200 (CO建込)	m
ライナープレート	ライナープレート (円形)	メッキ仕上げ 3,000mm t=4.0mm	m
鉄鋼二次製品	摩擦接合用高力ボルト(六角)	F10T M22×100	組



2-1-2 その他市場単価・十木工事標準単価の扱いなど

①市場単価·土木工事標準単価

- ・鋼材類を使用し、市場単価・土木工事標準単価(以下、「市場単価等」という。)を用いて積算している工種において、鋼材に係る材料費が分離できる場合には対象とすることができる。
- ・ただし材料費が分離できない市場単価等でも、設計図書に数量が記載されている場合は対象とすることができる。
- ・工種毎の単価が示されている市場単価等において、鋼材類の材料費が分離できる構成となっている場合は、その材料費の変動に伴う工事価格の変動を把握することが可能であることから、対象とすることができる。
- ・具体的には、別表1の市場単価等のうち、黄色網掛けのもの(①) は市場単価等の構成上、 材料費が分離されているため対象とすることができる。
- ・なお、市場単価等が材料費を分離できない構成となっているもの(②)は、材料費のみを別途算出することは不可能であるが、設計図書に鋼材類が明示されている場合は、その数量については対象とすることができる。この場合、市場単価等に代えてその材料の実勢価格または実際の購入価格を変動前、変動後の価格として変動額を算出するものとする。また、購入価格、購入先及び購入時期が証明されることが必要であるのは、市場単価等以外の場合と同様である。

②賃料・損料 (リース料金) 等の取り扱い

- ・鋼材類の賃料・損料についても対象とすることができる。
- ・リース契約の鋼材類についても、同一要因による鋼材の価格上昇に伴って、リース料や不足 弁償金の上昇があり得ることから、購入する場合と同様に対象とすることとする。なお、一 度リース契約を結んだものは契約途中でその価格が変更されることはないため、当該材料の リースを始めた月の価格とする。また、複数の月でリースを開始している場合は、他の材料 と同様にその数量に応じて加重平均することにより算出した単価に設計数量を乗じること など、当初及び変更後の価格の設定については注意が必要である。

2-2 対象数量

- ・鋼材類については、原則、発注者の設計図書の数量を対象とするが、発注 者の設計数量の範囲内で、加工によるロス等の数量についても加味するこ とができる。なお、このロス分を対象数量とする場合は、ロス分について スクラップ等で売却する金額についても適切に処理する。
- ・任意仮設等、数量総括表に一式で計上されている工種は、発注者の設計数量を対象数量とすることを基本とする。

①基本事項

- ・鋼材類については、原則、数量総括表や図面等、設計図書に明示されている数量を対象数量 とする。この数量について受注者が購入価格、購入先及び購入時期について証明できない場 合は、当該材料はスライドの対象としない。
- ・また、実際の工場現場では鋼材を加工するためにロスが生じることから、実際に購入した数量のうち、発注者の設計数量(設計図書で明示されている数量×(1+ロス率))までは、対象数量とすることができる。ロス率については、積算基準によることとする。



証明された数量と対象数量の考え方

証明数量<設計図書の数量

当該材料は対象材料とならない

設計図書の数量≦証明数量≦設計数量 → 対象材料。対象数量は証明数量

設計数量<証明数量

→ 対象材料。対象数量は設計数量

注) 設計図書の数量:設計図書(数量総括表や図面等) に記載されている数量

設計数量:設計図書の数量にロスを加えた数量(積算上の数量)

証明数量:受注者から証明された数量

・このようなロス分(異形棒鋼は除く)については、積算上スクラップとして売却することと なっており、ロス分を計上する場合は、スクラップも対象材料として売却金額の上昇分を計 算に含めることにより、変動額を適切に設定することが必要である。このため、ロス分を対 象数量とするよう請求があった場合は、発注者は受注者に対してスクラップについても対象 材料とするよう申し入れるものする。協議が成立しない場合は、対象数量の設定方法の見直 し (例えば、ロス率が見込まれる対象数量を設計数量ではなく設計図書の数量とする等) や、 スクラップを対象材料として単価の適切な設定(スクラップの単価は、実勢価格の工期の平 均値と、受注者が当該工事に該当するとして一部提出したスクラップの売却単価の最大値と の高い方の値) などの措置を講じることが必要である。

②任意仮設等、数量総括表に一式で計上されている工種の取り扱い

・任意仮設等、数量総括表に一式で計上されている工種については、受注者が必ずしも発注者 が想定した工法で実施せず、使用する鋼材類の種類や数量が発注者の想定と異なっているこ とが通常あり得る。このような工種について受注者からの請求があった場合は、発注者の設 計数量を対象数量とすることを基本とする。

③減額変更する場合の取り扱い

- ・減額変更する場合において、発注者が有する情報に基づき変動後の価格を算定する場合は、 発注者の設計数量を対象数量とする。
- ・発注者が算定したスライド額に対し受注者が異議を申し立てたときの数量の取り扱いは上記 ①、②に準じるものとするが、証明数量が設計図書の数量を下回る場合(証明数量<設計図 書の数量)は、発注者の設計数量を対象数量とする。

④その他

- ・既済部分払いを行っている場合は、当該既済部分払いの対象となった出来高部分に係る数量 を除いたものを設計数量とする。
- ・設計数量に含まれる鋼材スクラップの売却益(マイナス控除額)については、対象品目に合 わせて単品スライドの対象として取り扱うものとする。なお、鋼材スクラップの売却益につ いては検収が困難であることから、実勢価格での算定を基本とし、実際の売却額とはしない。



2-3 受注者への確認事項

- ・鋼材類は、材料の取引形態に照らし対象数量全量の搬入等の時期、購入先、 単価・購入価格を確認することが可能であるため、それが証明できる納品 書、請求書、領収書の提出を受注者に求めること。
- ・増額変更において、必要な書類が提出されないなど具体的な証明がなされない場合は、その材料は単品スライド条項の対象材料としない。
- ・減額変更において、異議申し立てがない場合や、異議申し立てがあり必要 な書類が提出されないなど具体的な証明がなされない場合は、発注者が算 定したスライド額を<mark>請負金額</mark>の変更額とする。
- ・ただし、鋼材類を実際に購入した際の単価及び購入先を証明する書類を受 注者が提出し難い事情があると認められる場合においては、当該対象材料 の搬入等の月及び数量を証明する書類の提出を求めるものとする。

① 基本事項

- ・単品スライド条項は、対象とする材料が当初の想定と比べ、実際に購入した時期に著しく価格が変動したために<mark>請負金額</mark>の変更をしようとするものであるため、この条項に基づくスライド額の算定に当たっては、実際の購入時期や購入価格が受注者に証明されることが前提となる。
- ・このため、材料の取引形態に照らし数量、価格等の入手実態が明確な鋼材類については、対象数量全量の搬入等の時期、購入先及び購入価格を証明する書類として、納品書、請求書、領収書の全てを提出してもらい、購入実態を的確に把握することが必要である。(ミルシートは鋼材類の品質を証明する書類であり、当該工事で購入した材料の数量等を証明できない場合があるが、当該工事の数量、納品時期が証明できる場合は、納品書に替えることができる。)
- ・下請企業等が購入している場合は、その企業の書類(納品書、請求書、領収書)で問題ない が、施工体制台帳等で当該企業がその工事に従事していることを別途確認すること。
- ・必要な証明書類が提出されない場合や提出された書類の信憑性がない場合など、現場への搬入時期等を確認できない材料は単品スライド条項の対象材料としない。これは、品目毎に実勢価格を用いて算出した変動後の価格と実際の購入価格のどちらか安い方の金額を採用することとしているが(1-5-1参照)、鋼材については購入価格と数量を証明することが可能であるため、実際の購入価格が安い場合でも書類の提出を義務づけることによって、スライド額が実際よりも高いものとなることを回避する意味がある。ここでいう材料とは規格毎の材料という意味であり、搬入時期等を確認できない材料があったとしても規格が異なる他の材料まで単品スライド条項の対象材料としないという趣旨ではない。
- ・ただし、例えばメーカー等から鋼材類を購入する際に購入先との基本契約で購入価格を漏洩 しない旨を契約条項として設定している場合など、実際に購入した際の単価及び購入先を証 明する書類を受注者が提出し難い事情があると認められる場合においては、購入先や単価等 の証明書類を省略し、当該対象材料の搬入等の月及び数量を証明する書類の提出を求めるも のとする。この場合、実際に購入した際の単価は、搬入等した月の実勢価格(対象材料を複 数の月に現場へ搬入等した場合にあっては、搬入した月毎の実勢価格を搬入した月毎の搬入 数量で加重平均した価格)を用いてスライド額を算定することができる。

②任意仮設等、数量総括表に一式で計上されている工種の取り扱い

・任意仮設等、数量総括表に一式で計上されている工種に対する請求があり、かつ、受注者の 実際の施工が発注者の想定と異なる場合は、受注者の施工に必要となった材料の搬入時期を 証明する書類をもって証明できることとする。



③鋼材類の「搬入」の取り扱い

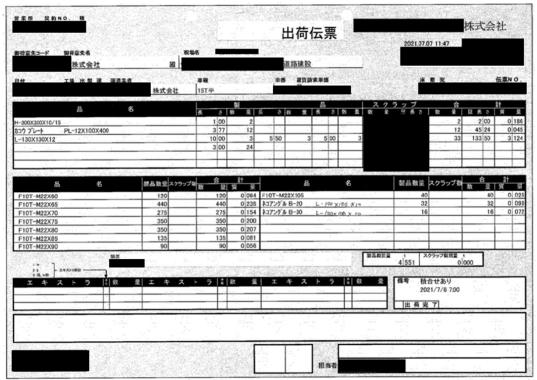
・鋼材類の「搬入」とは、工事現場に直接搬入される場合のみならず、鋼橋製作などのように 工場に直接搬入される場合もあるが、その場合の搬入時期は工場に搬入される時期とする。

④減額変更する場合の取り扱い

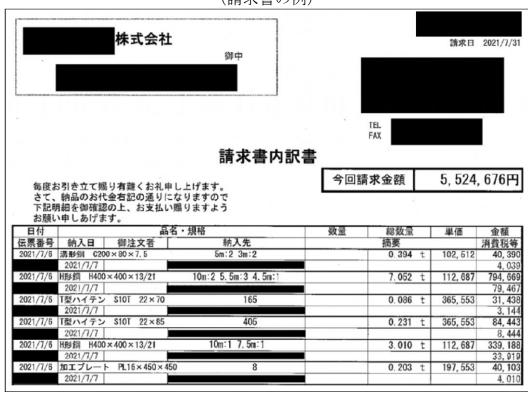
- ・減額変更する場合においては、施工計画書に定められている計画工程表等の発注者が有する 情報に基づき変動後の価格を算定することとするため、受注者に対し、受注者が対象材料を 実際に購入した際の数量、単価及び購入先並びに当該対象材料の搬入等の月を証明する書類 の提出は求めないものとする。
- ・ただし、発注者が算定したスライド額に対し受注者が異議を申し立てたときは、発注者は受 注者に対し、受注者が対象材料を実際に購入した際の数量、単価及び購入先並びに当該対象 材料の搬入等の月を証明する書類の提出を求めるものとする。



(納品書の例)



(請求書の例)





2-4 単価 (実勢価格の算定)

2-4-1 変動前の価格の決定方法

- ・変動前の価格を算出するための単価は、設計時点における単価とする。
 - ・設計時点における単価は、発注時点の単価適用日とする。新規工種等の単価適用日について は積算基準による。
 - ・一般的に受注者は、自らが当初想定した金額を根拠に単品スライド条項を請求するものと考えられるが、受注者の想定した金額の妥当性を客観的に証明することは実態上困難であることから、変動前の価格は発注者の想定した金額とするものである。

2-4-2 変動後の実勢価格の決定方法

- ・価格変動後の価格の算定に用いる実勢単価は、対象材料が現場に搬入された月の物価資料の価格とする。
- ・物価資料に掲載されていない材料は、当初積算時の類似単価の物価変動率 により算定することができる。ただし、当該材料等の工事費全体に占める 割合が大きい場合は、別途考慮する。

①物価資料等により実勢価格を設定する場合

- ・鋼材類の販売形態は、「ひも付き」といわゆる「店売り」に区分され、それぞれ毎に物価資料等に掲載されている。
- ・ひも付きの鋼材類の場合、一般的に鉄鋼メーカーから現場や工場に納入される2ヶ月前にお おむね購入契約が行われていることから、その結果は現場に搬入された月と同月の物価資料 等に実勢価格として掲載されている。
- ・一方、店売りの場合は、納入の概ね1ヶ月以上前に購入契約は完了しており、その結果は現場に搬入された月と同月の物価資料等に実勢価格として掲載されている。

時期	6月	7月	8月
資材調達 (ひも付き)	● 契約 (価格決定)	現場搬入
資材調達 (店売り)		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	現場搬入
価格調査 の流れ	├ 調査期間		8月号

②特別単価調査や見積り等による場合

・当初積算が特別<mark>単価</mark>調査や見積りによる材料など、既存の物価資料に価格が掲載されていない場合は、過去の価格に遡って特別<mark>単価</mark>調査や見積りを実施することが困難であることから、当初積算時の類似資材の物価変動率により算定することができる。ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、発注者による見積りの徴収、近隣工事における資材の調達状況の確認、また、特別単価調査により単価設定している場合は特別単価調査の再調査等により、別途考慮する。



鋼材類の実勢価格決定方法

価 格 採用順	設計時点での価格決定方法	スライド単価の決定方法
1	新潟県土木工事等設計基礎単価表によ る場合	当該月の単価適用日の単価を設定する。
2	物価資料等に掲載がある場合	当該月の単価適用日の物価資料等により単価を設定する。
3	特別単価調査による場合	当初積算時の類似資材の物価変動率により算定することができる。ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、発注者による見積りの徴収、近隣工事における
4	見積りによる場合	資材の調達状況の確認、特別単価調査の再調査等により、別 途考慮する。

③減額変更する場合の取り扱いについて

・減額変更する場合において、発注者が有する情報に基づき変動後の価格を算定する場合は、 施工計画書に定められている計画工程表等の情報に基づき当該対象材料の搬入等の月及び 月毎の搬入数量を設定する。

2-4-3 変動後の実勢価格の算出方法

- ・月毎の搬入数量に応じて加重平均して算出した価格に、対象数量を乗じて 算出する。
 - ・価格変動後の価格を算定する場合には、各月毎の数量が必要となるが、購入時期までを拘束 していない設計書の性格上、発注者は対象数量の月毎の内訳を想定することが困難である。 このため、受注者が実際に材料を購入した状況に応じ、複数の月に現場に対象材料が搬入さ れた場合については、加重平均により平均的な単価を決定し、対象数量を乗じて、変動後の 価格を算出することとする。
 - ・このような手法を採用するのは、対象数量と購入数量が同じであればどちらの数量を用いて も結果に変わりはないが、対象数量と購入数量が異なる場合でも的確に変動後の価格を算出 できるようにするためである。

2-5 購入価格の評価方法

- ・対象材料における購入数量が対象数量と同数の場合は、実際の購入金額と する。
- ・購入数量が対象数量より多い場合は、「実際の購入金額×対象数量÷購入 数量」で算出する。
- ・鋼材類においては、対象材料となる場合は、対象数量より多い数量の搬入時期等が証明された場合である。対象数量と購入数量が同数の場合の購入金額は受注者が実際に購入した金額とする。しかし、購入数量が対象数量より多い場合は、実際の購入金額のうち、スライド額の算定の対象にできる対象数量にかかる部分のみを購入したと考えた場合の金額である。



2-6 変動額の算定

1-5の算定式に基づき、変動額を算出する。

2-7 計算例

(落札率95%の工事の場合)

設計単価 (円)	70, 000
設計図書の数量 (t)	100

	令和●年4月	令和●年5月	令和●年6月
各月の実勢価格(円)	74, 000	78, 000	83,000
購入時の価格(円)	71, 000	75, 000	78, 000
搬入時の数量 (t)	20	30	50

- ○価格変動前の金額: M (当初綱)
 - = 設計時点の実勢価格×対象数量×落札率×(1+消費税率) 70,000×100×0.95×1.1=7,315,000
- ○価格変動後の金額:M_(変更鋼)
 - = 搬入月の実勢価格(加重平均)×対象数量×落札率×(1+消費税率)

$$\left(\frac{74,000\times20+78,000\times30+83,000\times50}{20+30+50}\right)\times100\times0.95\times1.1=8,328,650$$

〇実購入額 $(71,000\times20+75,000\times30+78,000\times50)\times1.1=8,327,000$

※この場合は、価格変動後の金額M_(変更鋼)は、実購入額を採用

○変動額 $M_{(\overline{\varphi}_{\overline{g}})}$ $-M_{(\overline{g})}$ = 8, 327, 000 - 7, 315, 000 = 1, 012, 000



第3章 燃料油

3-1 対象材料

- ・ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油とする。
 - ・該当する材料は、ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油の5材料とする。例えば、潤滑油など燃料油でないものは対象材料とはしない。

3-2 対象数量

3-2-1 対象数量の考え方

- ・発注者の設計数量 (V) を基本とする。
- ・設計数量 (V) に含まれていない、現着単価で設定されている資材や機械の 運搬に要する燃料についても、その数量の妥当性が客観的に確認できるもの は対象数量とすることができる。
- ①発注者の設計数量(V)にカウントされている数量(発注者の設計数量(V)内)
 - ・燃料油については設計図書に明示していないが、発注者の積算において、現場場内の建設機械や場外への運搬のためのダンプ等が稼働する際に必要な燃料油等として計上されている設計数量 (V) を基本とする。
- ②発注者の設計数量 (V) にカウントされていない数量
 - ・現場に搬入される資材(現着単価で設定されている骨材・生Co・As合材等)や機械等(建設機械・仮設材・桁等(積算上、共通仮設費(率計上部分を含む)として計上されているものを含む)の運搬過程において燃料油が使用されている。この場合、燃料油の価格が分離できない構成で現着の単価や運搬費に含まれているため、対象数量とするためには、その中から燃料油に係る価格等の妥当性について発注者が客観的に確認できることが必要である。つまり、この数量については、価格等の妥当性が証明されることを条件としており、設計数量(V)に含まれている数量とは異なり、証明されないものは対象数量とならない。
 - ○発注者の設計数量(V)内
 - ①現場場内建設機械(場外への運搬ダンプ等を含む)に使用した燃料類
 - ○発注者の設計数量 (V) 外
 - ②現着単価で設定されている各種資材(骨材・生Co・As合材等)の運搬に要した燃料類
 - ③共通仮設費(率及び積上げ)に含まれる建設機械等(建設機械・仮設材等)の運搬及び分解・組立に要した燃料類
- ③ 減額変更する場合の取り扱い
 - ・減額変更する場合において、発注者が有する情報に基づき変動後の価格を算定する場合は、 発注者の設計数量を対象数量とする。



3-2-2 対象数量の算定方法

- ・使用した燃料油のうち、主たる用途分については、受注者から購入時期や購入先、購入価格等を確認できる書類の提出がなされるものと考えられる。しかしながら、燃料油の使用形態は、非常に多岐にわたる機械で使用されるものであり、設計数量(V)の全数量に対して証明書類を求めるのは現実的ではないことから、設計数量(V)内としてカウントされている数量については書類による証明がなくとも単品スライド条項の対象数量とすることができる。
 - 〇設計数量 (V) 内の(V) 内の(V) 内の(V) の証明がなされた数量 (V)
 - ※ただし、証明された数量 (V1) が設計数量 (V) を超えている場合は、 V1 = 設計数量 (V) とする。なお、この場合、V2 = 0
 - ○設計数量(V)内の①のうち、主たる用途以外に用いた数量として、受注者からの証明がなされなかった数量(V2)
 - %V 2は受注者の算出した概算数量でよい。 ただし、【V 1+V $2 \le$ 設計数量(V)】の範囲内の数量とする。
 - ○設計数量(V)外の②・③の燃料油数量(V3)
 - ・3-7「各種資材の運搬に係る燃料油の算出方法」・「機材運搬に係る燃料油の算出方法」により、各々算出した数量の合計値(V3)を対象数量とする。ただし、上記の合計値(V3)と、受注者の購入数量(証明がなされた数量)を比較し、購入数量が小さい場合は購入数量を対象数量とする。

3-2-3 その他

・既済部分払いを行っている場合は、当該既済部分払いの対象となった出来高部分に係 る数量を除いた数量を対象数量とする。



3-3 受注者への確認事項

- ・受注者は、請求しようとするスライド対象材料毎に、上記の対象数量の区分 (①~③) 毎に購入数量・購入価格等に係る書類を提出することが必要。
- ・増額変更において、必要な書類が提出されない場合など具体的な証明がなされない場合は、対象とはならない。
- ・減額変更において、異議申し立てがない場合や、異議申し立てがあり必要な 書類が提出されない場合など具体的な証明がなされない場合は、発注者が算 定したスライド額を<mark>請負金額</mark>の変更額とする。
- ①発注者の設計数量(V)内の燃料油(現場内建設機械(場外への運搬ダンプ等を含む)に使用した燃料油)
 - ・購入した燃料類の「購入数量・単価・購入価格・購入時期・購入先」、 及び「購入数量を使用した建設機械と実施工程上の整合性」を証明する 書類
 - ・なお、やむを得ない理由により証明書類が提出できない「主たる用途以外に用いた数量 (V2) 」については、対象材料計算総括表

「様式3-1]

- ・この「主たる用途以外に用いた数量」とは、そもそも燃料油は非常に多岐にわたる機械で使用されているものであり、全数量について書類の提出を求めることは現実的ではないため、厳格に用途毎の数量の証明を義務づけることを意図したものではないことに留意されたい。このため、そもそも受注者として保存すべき書類として扱っていなかったため保存していない等のやむを得ない理由で書類が提出できない場合は、対象材料計算総括表を提出してもらうことでよい。
- ②発注者の設計数量(V)外の現着単価で設定されている各種資材(骨材・ 生Co・As合材等)の運搬に要した燃料油
 - ・購入した資材毎に「購入数量・購入価格・出荷元・搬入時期」、及び「運搬費の内燃料代」を証明する書類 [様式3-2]
- ③発注者の設計数量(V)外の共通仮設費(率及び積上げ)に含まれる建設機械等 (建設機械・仮設材等)の運搬及び分解・組立に要した燃料油
 - ・運搬した機材毎に「運搬機械・出荷元・運搬時期・運搬距離」、及び「運搬費用」、「運搬費の内燃料代」を証明する書類 [様式3-3]
- ④減額変更の場合の取り扱いについて
- ・減額変更する場合においては、施工計画書に定められている計画工程表等の発注者が有する情報に基づき変動後の価格を算定することとするため、受注者に対し、上記①~③の提出は求めないものとする。
- ・ただし、発注者が算定したスライド額に対し受注者が異議を申し立てたときは、発注者は受注者に対し、上記①~③の提出を求めるものとする。



3-4 単価 (実勢価格の算定)

3-4-1 変動前の価格の決定方法

- ・変動前の価格を算出するための単価は、設計時点における単価。
 - ・設計時点における単価は、発注時点の単価適用日とする。新規工種等の単価適用日について は積算基準による。設計変更を行った場合、特に燃料油は、同じ材料でも複数の時点の単価 が設定されている場合が多いので注意が必要である。

3-4-2 変動後の実勢価格の決定方法

- ・証明書が提出された対象数量に関する価格変動後の価格の算定に用いる実勢 単価は、対象材料を購入した翌月の物価資料等の価格とする。
- ・証明書が提出されていない場合には、工事期間の平均値(工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均)とする。

①基本事項

- ・燃料油は、鋼材類とは異なり、契約と購入がほとんど同時期に行われるものであるため、現場で購入した翌月の物価資料等に実勢価格として掲載されている。
- ・ただし、対象材料の購入が工期末の月の場合、当該月の物価資料の価格を実勢価格とするものとする。

時期	6月	7月	8月
資材調達	購入(● ◆ → → 価格決定) 現場搬入	
価格調査 の流れ	調査期間	T	8月号



対象数量と単価の決定方法について

	発注者の設計数量 (V)	発注者の 設計数量外	単価の決定方法 (P')
証明書類の提出 により、証明され た数量	※実際の証明数量が 設計数量以上の場合	対象数量 ②・③ (V3)	各月の購入数量と 実勢価格による加重 平均とする
やむを得ない理 由により証明書類 が提出されない数 量			契約の翌月から工 期末の前々月までの 実勢価格の平均とす る

※ 実勢価格 : 購入月の翌月の「物価資料等」の価格

②減額変更の場合の取り扱いについて

・減額変更する場合で、発注者が有する情報では購入月毎の購入数量が判断できない場合にあっては、工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格とする。



3-4-3 変動後の実勢価格の算出方法

- ・設計数量内の証明された対象数量(V1)及び設計数量外の資材や機材等の運搬に係る実際の燃料油に係る対象数量(V3)にそれぞれ毎の購入数量に応じて加重平均処理された単価を乗じたものと、証明されていない対象数量(V2)に工事期間中の平均単価を乗じたものとを合計して、変動後の実勢価格を決定する。
 - ・燃料油について、3-2のとおり様々な対象数量の設定方法があるため、その数量に応じて 設定した単価をそれぞれ毎の数量に乗じて合計額を算出する。
 - ・なお、V1、V2、V3が混在する場合、それぞれの数量にあたる価格を加重平均し、対象数量を乗じて算出することと同意義である。

3-5 購入価格の評価方法

- ・証明された購入数量が、3-2-2の対象数量 (V1およびV3)以上であった場合は、実際の購入金額のうち、対象数量分のみの金額とする。
- ・証明されなかった数量 (V2) については、3-4-2 に基づき、発注者と同様に、工事期間の平均価格(契約の翌月から工期末の前々月迄の実勢価格の平均価格)にV2 を乗じた額とする。
- ・受注者によって証明された購入数量が対象数量より多い場合は、実際の購入金額のうち、スライド額の算定の対象にできる対象数量のみを購入したと考えた場合の金額を購入金額とすることは、鋼材類と同様である。
- ・証明されなかった数量については、受注者もその単価を明確に把握しているとは言い難いた め、単価は発注者が設定する手法と同等の手法にて算出することとする。

3-6 変動額の算定

・1-5の算定式に基づき、変動額を算出する。(鋼材類と同様)



3-7 算出例

3-2-2に記載したとおり、下記の方法により算出した機材等の運搬に係る燃料油の合計値 (V3) よりも、該当する機材等の運搬に係る実際の燃料油の購入数量の方が少ない場合は、V3 は実際の購入数量とする。

3-7-1 各種資材の運搬に係る燃料油の算出方法

- ・各種資材とは、当該工事において実勢価格が変動している主な資材である。
- ・ 資材運搬に係る燃料費の購入数量・購入時期・購入先・購入価格が証明されたものを対象とする。その際には、下記の計算式より対象数量を算出する。

$Q^{*1} = L \div S \times (P \times K)^{*2} \div N \ 1 \times N$

※1:整数止めとし小数点以下切り捨て

※2:()の計算結果を有効数字第3位で四捨五入し、有効数字2桁

Q :	燃料油数量 (0)		
L:	運搬距離(km) ※片道	【プラント及び工場等から現場までの距離】	
S:	規制速度(km/h)	【各々で算出】	
P :	運搬機械の機関出力(kW)	【積算基準〔5 建設機械等損料算定表〕参照】	
K:	時間当りの燃料消費率(0/kW-h)	【積算基準〔1 一般土木〕県版準用】	
N1:	運搬車1台当り資材数量(単位)	【積載量÷資材単位体積当たり重量】	
N:	搬入数量(単位)	【対象数量】	

[※] 運搬距離については、適正と認められる範囲内の距離とする。

【計算例】

資材:再生骨材(40mm級)現場着価 運搬機械:10tダンプトラック

L:	運搬距離(km) ※片道	5	km
S:	規制速度(km/h)	40	km/h
P :	運搬機械の機関出力(kW)	246	kW
K:	時間当りの燃料消費率(Q/kW-h)	0.043	0/kW-h
N 1 :	運搬車1台当り資材数量 (m3)	4.6	m3
N :	搬入数量 (m3)	5,000	m3

 $Q = L \div S \times (P \times K) \div N \times 1 \times N$

 $Q = 5 \div 4.0 \times (2.4.6 \times 0.04.3) \div 4.6 \times 5, 0.00 = 1, 4.9.4$



- 3-7-2 機材運搬に係る燃料油の算出方法
- ①共通仮設費に計上される運搬費
 - ○共通仮設費率に含まれる運搬費・・・・・単品スライド条項対象
 - ○積上げ項目による運搬費・・・・・・単品スライド条項対象
 - 1) 質量20 t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬
 - ◇基本運賃表より積算していることから燃料量を抽出することができないため燃料消費量より算出する。
 - 2) 仮設材 (鋼矢板、H形鋼、覆工板等) の運搬
 - ◇基本運賃表より積算していることから燃料量を抽出することができ ないため燃料消費量より算出する。
 - 3) 重建設機械の分解、組立及び輸送に要する費用
 - ◇運搬費等の率(労務費・クレーン運転費の○○%)より積算していることから燃料量を抽出することができないため燃料消費量より算出する。

運搬費の燃料費で購入数量・購入時期・購入先・購入価格が証明されたものが対象。 下記の計算式より対象数量を算出する。

 $Q^{*1} = L \div S \times (P \times K) *^{2} \times N$

※1:整数止めとし小数点以下切り捨て

※2:()の計算結果を有効数字第3位で四捨五入し、有効数字2桁

Q :	燃料油数量 (0)	
L :	運搬距離(km)※片道(往復)	【基地から現場までの距離】
S :	輸送速度 3 0 (k m/h)	【積算基準〔1 一般土木〕県版準用】
P :	運搬機械の機関出力(kW)	【積算基準〔5 建設機械等損料算定表〕参照】
K:	時間当りの燃料消費率(0/kW-h)	【積算基準〔1 一般土木〕県版準用】
N :	搬入搬出(回) 運搬車両台数(台)	【搬入搬出回数】 【運搬車両台数】



②共通仮設費率に含まれる運搬費 運搬距離の起算点は各市町村の役場とする。

【計算例】

建設機械:バックホウ0.8m3 (運搬機械:20t積トレーラ)

L: 運搬距離 (km) ※片道	15	km
S: 輸送速度30 (km/h)	30	km/h
P: 運搬機械の機関出力 (kW)	235	kW
K: 時間当りの燃料消費率 (0/kW-h)	0.075	0∕kW−h
N: 搬入搬出2(回)	2	□

 $Q^{*1} = L \div S \times (P \times K) \times 2 \times N$

※1:整数止めとし小数点以下切り捨て

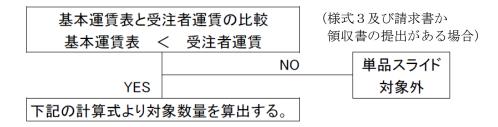
※2:()の計算結果を有効数字第3位で四捨五入し、有効数字2桁

 $Q = 1.5 \div 3.0 \times (2.3.5 \times 0.07.5) \times 2 = 1.8.0$

③積上げ項目による運搬費

- 1) 質量20 t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬
- 2) 仮設材(鋼矢板、H形鋼、覆工板等)の運搬

運搬費の燃料費で購入数量・購入時期・購入先・購入価格が証明されたものが対象



【計算例】

建設機械:路面切削機(運搬機械:30 t 積トレーラ)

L: 運搬距離 (km) ※片道	100	km
S: 輸送速度30 (km/h)	30	km/h
P: 運搬機械の機関出力 (kW)	235	kW
K: 時間当りの燃料消費率 (0/kW-h)	0.075	0∕kW−h
N: 搬入搬出2(回)	2	口

 $Q^{*1} = L \div S \times (P \times K) \times 2 \times N$

※1:整数止めとし小数点以下切り捨て

※2:()の計算結果を有効数字第3位で四捨五入し、有効数字2桁

 $Q = 1 \ 0 \ 0 \div 3 \ 0 \times (2 \ 3 \ 5 \times 0. \ 0 \ 7 \ 5) \times 2 = 1 \ 2 \ 0 \ \ell$



【計算例】

仮設材 : H形鋼 (運搬機械: 20 t 積トレーラ)

L: 運搬距離 (km) ※片道	90	km
S: 輸送速度30 (km/h)	30	km/h
P: 運搬機械の機関出力 (kW)	235	kW
K: 時間当りの燃料消費率 (0/kW-h)	0.075	0∕kW−h
N: 台数5(台)×2(搬入搬出)	10	口

 $Q^{*1} = L \div S \times (P \times K) *2 \times N$

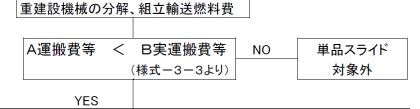
※1:整数止めとし小数点以下切り捨て

※2:()の計算結果を有効数字第3位で四捨五入し、有効数字2桁

 $Q = 90 \div 30 \times (235 \times 0.075) \times 10 = 540$

④重建設機械の分解、組立及び輸送に要する費用

運搬費の燃料費で購入数量・購入時期・購入先・購入価格が証明されたものが対象



様式 3-3 の運搬車両に対して設計往復運搬距離を使用し、対象数量を算出する。

運搬費等=(労務費(特殊作業員)+クレーン運転費)×運搬費等率 詳細は,積算基準による



A 運搬費等 (重建設機械分解組立輸送)

A 連觸質等(里建設機械分解組 Y - 制达)			
機械区分	設計往復運搬距離(km)	A:運搬費等(円/往復)	
ブルドーザー			
□ 20t級以上21t級以下	73 km	248, 248	
□ 21t級を超え44t級以下		399, 360	
バックホウ系	400.1		
□ 山積1.0m³以上山積1.4m³以下	103 km	320, 475	
□ 山積1. 4m³を超え山積2. 1m³以下		543, 360	
クローラクレーン系			
□ 16t吊以上35t吊以下	151 km	491, 508	
□ 35t吊を超え80t吊以下		886, 879	
□ 80t吊を超え150t吊以下		1, 719, 427	
□ 150t吊を超え300t吊以下		3, 119, 138	
トラッククレーン系			
□ 100t吊以上120t吊以下	208 km	1, 073, 689	
□ 120t吊を超え160t吊以下		1, 438, 412	
□ 160t吊を超え360t吊以下		2, 923, 433	
□ 360t吊を超え550t吊以下		5, 228, 759	
□ 200t吊以上360t吊以下(リフター使用)		3, 479, 000	
□ 550t吊以下 (リフター使用)		6, 225, 102	
クローラ式杭打機			
□ 機械質量20t以上60t以下	269 km	642, 317	
□ 機械質量60tを超え100t以下		1, 153, 297	
□ 機械質量100tを超え150t以下		1, 736, 585	
オールケーシング掘削機			
□ クローラ式	162 km	1, 446, 028	
□ スキッド式 (排出ガス第1次基準) 60~65t吊		2, 008, 152	
□ スキッド式(排出ガス第3次基準)70t吊		1, 935, 446	
□ スキッド式 (排出ガス第3次基準) 100t吊		1, 856, 848	
□ スキッド式(排出ガス2011年規制)100t吊		1, 863, 232	
地盤改良機(中層混合処理機)			
□ 機械質量20t以上60t以下	267 km	1, 356, 800	
□ 機械質量60tを超え120t以下		3, 329, 495	
地盤改良機(サンドパイル打機・粉体噴射撹拌機・			
深層混合処理機・プレファブリケイティッド			
ハ゛ーチカルト゛レーン打機)			
□ 機械質量20t以上60t以下		1, 297, 084	
□ 機械質量60tを超え120t以下		3, 329, 495	
□ 機械質量120tを超え180t以下		5, 199, 558	
トンネル用機械	408km	1, 296, 579	
1 * 1 / · / I I/M I/M	10011111	1, 200, 010	

※上記A:運搬費等は、以下の単価の場合であり、施工地区・年月により異なる。

【条件】令和4年度土木工事標準積算基準書

施工地区:東京都 千代田区(東京17区)

単価適用日:2022年4月



【計算例】

- ◇重建設機械の分解、組立(ブルドーザ21 t 級以下)
- ◇運搬車両(セミトレーラ20 t・トラック4 t)

L: 運搬距離 (km) ※往復	73	km
S: 輸送速度30 (km/h)	30	km/h
P: 運搬機械の機関出力 (kW)	235	kW (セミトレーラ20t)
	137	kW (トラック4 t)
K: 時間当りの燃料消費率(ℓ∕ kW-h)	0.075	0/kW (セミトレーラ20t)
	0.05	0/kW (トラック4 t)
N: 運搬車両台数(台)	1	回

 $Q^{*1} = L \div S \times (P \times K) *^{2} \times N$

※1:整数止めとし小数点以下切り捨て

※2:()の計算結果を有効数字第3位で四捨五入し、有効数字2桁

 $Q = 73 \div 30 \times (235 \times 0.075) + 73 \div 30 \times (137 \times 0.05) = 600$

3-7-3 直接工事費に計上される運搬費

- ①鋼桁、門扉、工場製作品の運搬
 - ・鋼橋工場製作輸送費に示す回帰式 (Y=35.07X+13,051)

Y:輸送単価(円/t) X:運搬距離(km)

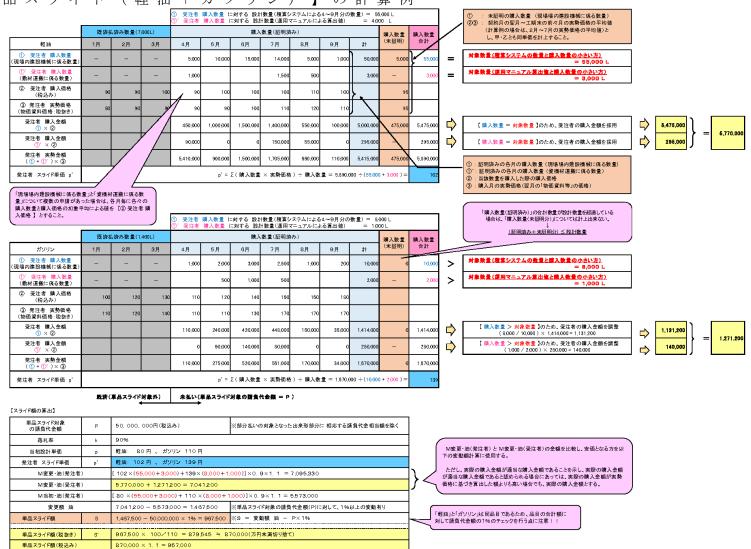
- ・鋼橋工場製作輸送費に示す回帰式を用いて積算していることから燃料量を抽出することは できないことから燃料消費量より算出する。(算出は機材運搬に準ずる)
- ②支給品及び現場発生品の運搬
 - ・対象数量に含まれている。(歩掛積算)



建設工事請負基準約款第26条第5項(単品スライド条項) 運用マニュアル【令和4年6月24日以降適用】(初版)

3-7-4 計算事例







第4章 その他の主要な工事材料

4-1 対象材料

4-1-1 対象材料の考え方

・アスファルト類、コンクリート類等の鋼材類、燃料油以外の主要な工事材料を対象とする。

① 基本事項

- ・石油や石炭等の原材料の高騰等により、アスファルト類、コンクリート類等の価格も短期間で急激に上昇しうることから、鋼材類、燃料油以外の主要な工事材料も対象としたものである。なお、アスファルト類、コンクリート類以外の主要な工事材料については、受発注者間の協議により決定するものとする。
- ・スライド額の算定の対象とする品目の整理にあたっては、「アスファルト類」、「コンクリート類」で区分し、それ以外の主要な工事材料については、受発注者間の協議により決定するものとする。

② アスファルト類

・アスファルト類の対象工事材料としては、アスファルト混合物、アスファルト乳剤、ストレートアスファルト、改質アスファルト等が想定されるが、対象材料については工事毎に受発注者間の協議により決定するものとする。

③ コンクリート類

・コンクリート類の対象工事材料としては、レディーミクストコンクリート(生コン)、セメント、モルタル、コンクリート混和材、コンクリート用骨材、コンクリート二次製品等が想定されるが、対象材料については工事毎に受発注者間の協議により決定するものとする。

4-1-2 その他市場単価・土木工事標準単価の扱い等

- ① 市場単価・土木工事標準単価
 - ・アスファルト類、コンクリート類等の「鋼材類以外の主要な工事材料」を使用し、 市場単価・土木工事標準単価(以下、「市場単価等」という。)を用いて積算 している工種において、材料費が分離できる場合には対象とすることができ る。
 - ・ただし材料費が分離できない市場単価でも、設計図書に数量が記載されている 場合は対象とすることができる。
 - ・工種毎の単価が示されている市場単価等において、材料費が分離できる構成となっている場合は、その材料費の変動に伴う工事価格の変動を把握することが可能であることから、対象とすることができる。
 - ・運用については鋼材類と同様の取り扱いとする。



4-2 対象数量

- ・鋼材類以外の主要な工事材料についても、原則、発注者の設計図書の数量を対象とするが、発注者の設計数量の範囲内で、施工によるロス等の数量についても加味することができる。なお、このロス分を対象数量とする場合は、ロス分についてスクラップ等で売却する金額についても適切に処理する。
- ・任意仮設等、数量総括表に一式で計上されている工種は、発注者の設計数量を対 象数量とすることを基本とする。

基本事項

- ・鋼材類以外の主要な工事材料についても、原則、数量総括表や図面等、設計図書に明示されている数量を対象数量とする。この数量について受注者が購入価格、購入先及び購入時期について証明できない場合は、当該材料はスライドの対象としない。
- ・また、実際の工事現場では施工にあたってロスが生じることから、実際に購入した数量のうち、発注者の設計数量(設計図書で明示されている数量×(1+ロス率))までは、対象数量とすることができる。ロス率については、積算基準によることとする。

証明された数量と対象数量の考え方

証明数量<設計図書の数量

→ 当該材料は対象材料とならない

設計図書の数量≤証明数量≤設計数量 → 対象材料。対象数量は証明数量

設計数量<証明数量

→ 対象材料。対象数量は設計数量

注) 設計図書の数量:設計図書(数量総括表や図面等)に記載されている数量

設計数量:設計図書の数量にロスを加えた数量(積算上の数量)

証明数量:請負者から証明された数量

- ・ロス分を対象数量とするよう請求があった場合において、スクラップを売却可能な材料については、発注者は受注者に対してスクラップについても対象材料とするよう申し入れるものする。協議が成立しない場合は、対象数量の設定方法の見直し(例えば、ロス率が見込まれる対象数量を設計数量ではなく設計図書の数量とする等)や、スクラップを対象材料として単価の適切な設定(スクラップの単価は、実勢価格の工期の平均値と、受注者が当該工事に該当するとして一部提出したスクラップの売却単価の最大値との高い方の値)などの措置を講じることが必要である。
- ② 任意仮設等、数量総括表に一式で計上されている工種の取り扱い
 - ・任意仮設等、数量総括表に一式で計上されている工種については、受注者が必ずしも発注者が 想定した工法で実施せず、使用する材料の種類や数量が発注者の想定と異なっていることが通 常あり得る。このような工種について受注者からの請求があった場合は、発注者の設計数量を 対象数量とすることを基本とする。



③ アスファルト類の取り扱い

・アスファルト類については、設計図書に舗装面積等としては示されてはいるが、舗装材の数量 (重量)が示されていない場合が一般的である。積算上は、舗装材の数量は下記式により計算 されている。

(アスファルト混合物の重量)

面積× 厚さ× 締め固め後密度* × (1+ ロス率*)

(アスファルト乳剤の散布量)

面積× 散布量*

※締め固め後密度及びロス率、アスファルト乳剤散布量は設計で用いた数値を採用する。

・舗装工事は性能規定で発注されている場合もあり、必ずしも発注者が設計時点で想定したものと、実際に施工したものが一致しているとは限らない。この場合、任意仮設と同様に、対象数量は発注者が想定した舗装材についてその設計数量を対象数量とする。

④ コンクリート類の取り扱い

・施工パッケージ型積算基準を使用している場合の設計数量(設計図書の数量にロスを加えた 数量)の算出例については、次のとおり。

設計図書の数量×(標準単価×コンクリート構成比率/東京地区コンクリート単価)

⑤ 減額変更する場合の取り扱い

- ・減額変更する場合において、発注者が有する情報に基づき変動後の価格を算定する場合は、 発注者の設計数量を対象数量とする。
- ・発注者が算定したスライド額に対し受注者が異議を申し立てたときの数量の取り扱いは上記 ①~④に準じるものとするが、証明数量が設計図書の数量を下回る場合(証明数量<設計図 書の数量)は、発注者の設計数量を対象数量とする。

⑥ その他

・既済部分払いを行っている場合は、当該既済部分払いの対象となった出来高部分に係る数量 を除いたものを設計数量とする。



4-3 受注者への確認事項

- ・鋼材類以外の主要な材料も、基本的に材料の取引形態に照らし対象数量全量の搬入等の時期、購入先、単価・購入価格を確認することが可能であるため、それが 証明できる納品書、請求書、領収書の提出を受注者に求めること。
- ・増額変更において、必要な書類が提出されないなど具体的な証明がなされない場合は、その材料は単品スライド条項の対象材料としない。
- ・減額変更において、異議申し立てがない場合や、異議申し立てがあり必要な書類 が提出されないなど具体的な証明がなされない場合は、発注者が算定したスライ ド額を**請負金額**の変更額とする。

① 基本事項

- ・単品スライド条項は、対象とする材料が当初の想定と比べ、実際に購入した時期に著しく価格が変動したために<mark>請負金額</mark>の変更をしようとするものであるため、この条項に基づくスライド額の算定に当たっては、実際の購入時期や購入価格が受注者に証明されることが前提となる。
- ・このため、材料の取引形態に照らし数量、価格等の入手実態が明確な材料については、対象数量全量の搬入等の時期、購入先及び購入価格を証明する書類として、納品書、請求書、領収書の全てを提出してもらい、購入実態を的確に把握することが必要である。
- ・下請企業等が購入している場合は、その企業の書類(納品書、請求書、領収書)で問題ないが、施工体制台帳等で当該企業がその工事に従事していることを別途確認すること。
- ・必要な証明書類が提出されない場合や提出された書類の信憑性がない場合など、現場への搬入時期等を確認できない材料は単品スライド条項の対象材料としない。これは、品目毎に実勢価格を用いて算出した変動後の価格と実際の購入価格のどちらか安い方の金額を採用することとしているが(1-5-1参照)、基本的に購入価格と数量を証明することが可能であるため、実際の購入価格が安い場合でも書類の提出を義務づけることによって、スライド額が実際よりも高いものとなることを回避する意味がある。ここでいう材料とは規格毎の材料という意味であり、搬入時期等を確認できない材料があったとしても規格が異なる他の材料まで単品スライド条項の対象材料としないという趣旨ではない。
- ・なお、鋼材類については、独自の商慣行に基づき、やむを得ない場合は一部証明書類の提出の省略を規定しているが、その他の主要な工事材料について、同等の事情があると認められる場合は、同規定を準用することができる。

② 任意仮設等、数量総括表に一式で計上されている工種の取り扱い

・任意仮設等、数量総括表に一式で計上されている工種に対する請求があり、かつ、受注者の 実際の施工が発注者の想定と異なる場合は、受注者の施工に必要となった材料の搬入時期を 証明する書類をもって証明できることとする。

③ 材料の「搬入」の取り扱い

・材料の「搬入」とは、工事現場に直接搬入される場合のみならず、非鉄金属などのように工場に直接搬入される場合もあるが、その場合の搬入時期は工場に搬入される時期とする。

④ アスファルト類の取り扱い

- ・自社内での取引であったため、納品書、請求書、領収書等が存在しない場合は、それに代わる社内書類で購入価格の証明を求めるものとする。
- ・また、受注者からの証明金額が工場渡しである場合は、運搬費に要した金額をあわせて証明 を求めるものとする。
- ・ただし、運搬費用の算出が困難な場合には、燃料油と同様に計算式により算出するものとす



る。その際、物価資料(現着単価)と比較して安価な単価をスライド算定に用いるものとする。

⑤ 減額変更する場合の取り扱い

- ・減額変更する場合においては、施工計画書に定められている計画工程表等の発注者が有する 情報に基づき変動後の価格を算定することとするため、受注者に対し、受注者が対象材料を 実際に購入した際の数量、単価及び購入先並びに当該対象材料の搬入等の月を証明する書類 の提出は求めないものとする。
- ・ただし、発注者が算定したスライド額に対し受注者が異議を申し立てたときは、発注者は受注者に対し、受注者が対象材料を実際に購入した際の数量、単価及び購入先並びに当該対象材料の搬入等の月を証明する書類の提出を求めるものとする。

4-4 単価 (実勢価格の算定)

4-4-1 変動前の価格の決定方法

- ・変動前の価格を算出するための単価は、設計時点における単価とする。
- ・設計時点における単価は、発注時点の単価適用日とする。新規工種等の単価適用日について は積算基準による。
- ・なお、一般的に受注者は、自らが当初想定した金額を根拠に単品スライド条項を請求するものと考えられるが、受注者の想定した金額の妥当性を客観的に証明することは実態上困難であることから、変動前の価格は発注者の想定した金額とする。

4-4-2 変動後の実勢価格の決定方法

- ・アスファルト類やコンクリート類等、契約と現場搬入の時期に差がある材料の価格変動後の価格の算定に用いる実勢単価は、鋼材類の変動後の実勢価格の決定・算出方法(2-4-2, 2-4-3)に準じて対象材料が現場に搬入された月の物価資料の価格とする。
- ・これ以外の主要な工事材料においても、鋼材類に準じるものとするが、燃料油のように契約と購入がほとんど同時期に行われる材料については、燃料油の変動後の実勢価格の決定・算出方法(3-4-2, 3-4-3)と同様に対象材料を購入した翌月の物価資料の価格とする。

4-5 購入価格の評価方法

- ・対象材料における購入数量が対象数量と同数の場合は、実際の購入金額とする。
- ・購入数量が対象数量より多い場合は、「実際の購入金額×対象数量÷購入数量」で算出する。
- ・対象材料となる場合は、対象数量より多い数量の搬入時期等が証明された場合である。対象 数量と購入数量が同数の場合の購入金額は受注者が実際に購入した金額そのものとする。し かし、購入数量が対象数量より多い場合は、実際の購入金額のうち、スライド額の算定の対 象にできる対象数量にかかる部分のみを購入したと考えた場合の金額である。

4-6 変動額の算定

・1-5の算定式に基づき、変動額を算出する。(鋼材類と同様)

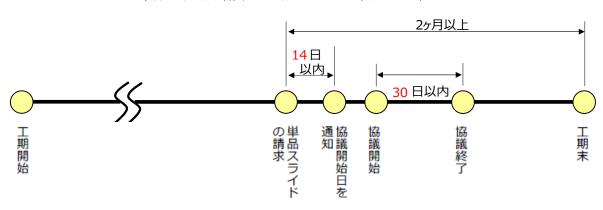


第5章 請求等手続き及び提出様式

5-1 請求時期

- ・工期末の2ヶ月前までに請求を行う。
- ・なお、上記の請求を行った場合は、請求日に関わらず、工事開始日(複数年度にわたる維持工事では各年度の開始日)以降に調達した品目についてスライドの対象となる。
 - ・単品スライド条項の請求は、工期内で必要な協議期間及び契約変更手続きに要する期間が確保できるよう、工期末の2ヶ月前までを原則とする。
 - ・協議開始から協議終了までの期間として30日間を確保することが一般的であるが、工期末 の直近で請求があった場合など十分な協議期間が確保できないことも考えられることから、 協議期間については、受発注者協議の上、適切に措置する必要がある。

<単品スライド請求のスケジュール(イメージ)>





5-2 協議の手続き

- ・単品スライド額の算定にあたって、「請負金額・対象数量」は、「最終的 な全体工事費・契約数量」をもって行うことが原則であることから、協議 開始日までに、単品スライド分を除く精算変更(全体スライド及びインフ レスライドを含む)をすること。(原則であり、一括変更を妨げるもので はない)
- ・その後、受発注者協議の上で単品スライド額を確定し、契約により最終請 負金額を確定させる。

〈単品スライドと通常の設計変更の関係 (イメージ) > 〔上段〕 2ヶ月以上 単品スライド 単品スライドの スケジュール 1 4⊟ 以内 30日以内 を通知知り 協議開始 協議終了 請求 精 変 算 更 数 契 約 量 確 定 〔下段〕 通常の設計変更 スケジュール

単品スライド協議開始前まで



5-3 既済部分検査

- ・既済部分検査時に、要請がある場合、単品スライド条項を適用することができる 旨を記載するものとする。
 - ・材料単価の価格変動に伴って、当該工事の<mark>請負金額</mark>が不適当となる恐れがある場合は、既済部分検査請求と、同時もしくは事前に、<mark>建設工事請負基準約款</mark>第26条第5項の請求を行うことで、当該検査の出来高部分も条項適用対象とできる。
 - ・既済検査を実施する場合は、出来高部分の確認を発注者に請求する際、その旨(「建設工事請負基準約款第26条第5項の請求対象とすることを要請する」)を各種様式に記載する。 (様式例参考)
 - ・また、発注者は既済部分検査結果通知書等に単品スライド条項の請求対象となる旨を記載する。
 - ・なお、その場合、以降の工事は単品スライド条項の請求対象となる。 (それ以降の既済部分 検査結果通知書等に単品スライド条項の請求対象となる旨を記載する)

<様式例>										
工事一部履行届										
新潟県知事 (局長、事務所長)	様						令和 4	年 月	l B	
	受注者									
				住	所					
				氏					印	
									$\overline{}$	-
下記のとおり工事の-	一部を履行しま	こした。								
今回、請求する部分払	ムいの範囲につ	いては、建設	工事請負	基準	純約 素	大第26	条第5項の請	求対象	とするこ	とを
要請します。										
工事番号	<u> </u>	第 号	契	約	金	額	¥			
工事名			エ	事	場	所				
着 手 日	令和 年	月 日	完	了	期	限	令和	年	月	日
履行歩合	%		左	記	の	日	令和	年	月	日
			監理							
現場代理人氏名				技	術者	氏名				
			主任							
備考										

5-4 部分引き渡しにかかる指定部分の取り扱い

- ・部分引き渡しを行う「指定部分」は、指定部分の工期の2ヶ月前までに請求する。
 - ・部分引き渡しを行う指定部分については、その部分のみを対象に単品スライド条項が適用されるため、指定部分の工期2ヶ月前までに単品スライド請求を行う。

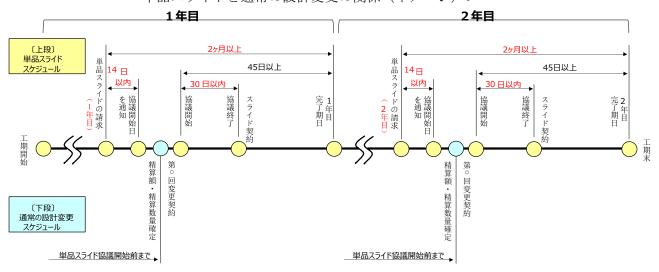


5-5 複数年度にわたる維持工事の取り扱い

(※農林水産部及び農地部所管事業は対象外)

- ・複数年度にわたる維持工事で年度毎に完済部分検査を行うものについては、受注者もしくは発注者の申し出に応じ、スライド変更契約を各年度末に行うものとする。
- ・複数年度にわたる維持工事で年度毎に完済部分検査を行うものについては、年度毎に単品スライド条項に基づく請負代金の変更の請求を行うものとする。
- ・この場合、単品スライド条項に基づく<mark>請負金額</mark>の変更の請求は、当該請求の際に当該年度末までの工期(部分引渡しに係る工事部分の当該年度末までの工期を含む。)が2ヶ月以上ある場合に限り、これを行うことができることとする。この請求があったとき又は請求を行ったときは、建設工事請負基準約款第26条第8項の規定に基づき、発注者は受注者の意見を聴いた上で、同項に規定する「協議開始の日」を原則「当該年度末から45日前の日」と定め、これを請求があった日又は請求を行った日から14日以内に受注者に通知するものとする。

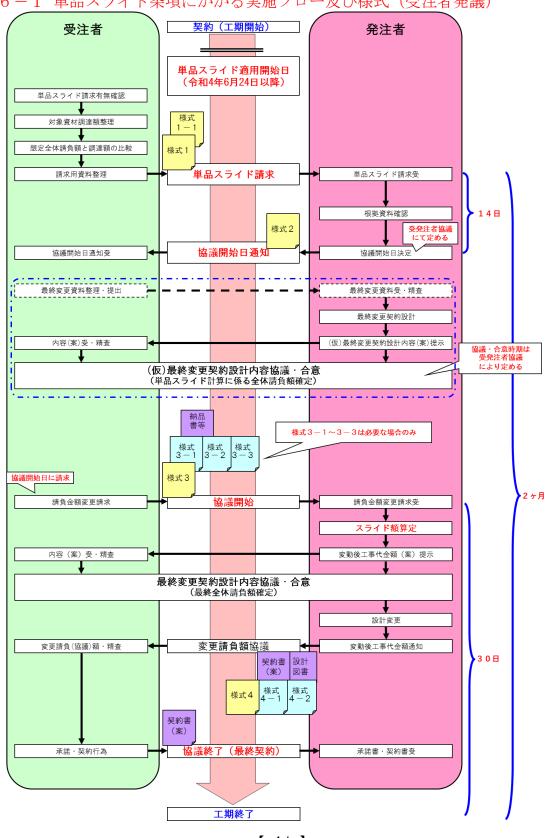
< 複数年度にわたる維持工事で年度毎に完済部分検査を行う場合の 単品スライドと通常の設計変更の関係 (イメージ) >



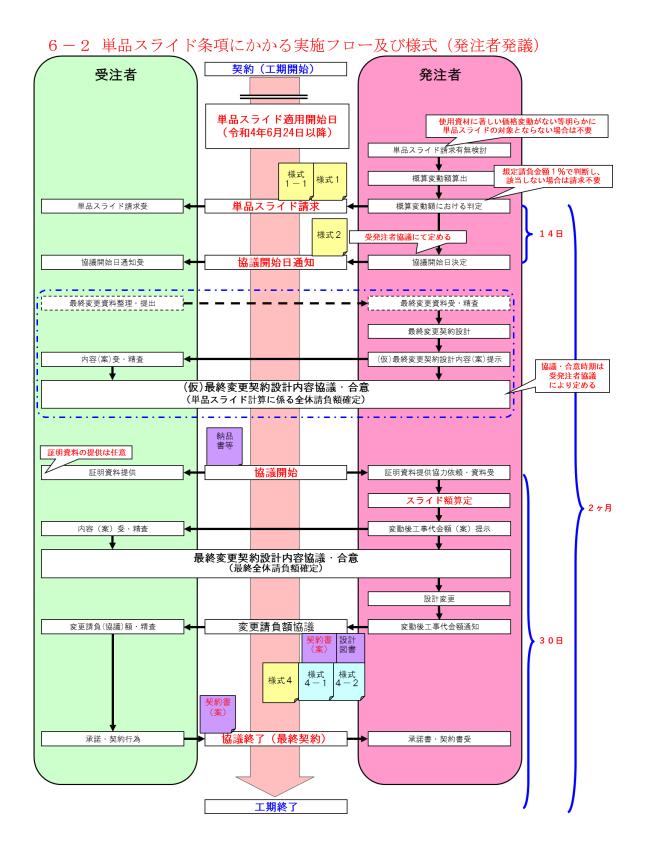


第6章 実施フロー











市場単価・土木工事標準単価の扱い<市場単価>

	巾笏牛Щ	工作工事保中平面 7000 1000			
工種	名称	規格	単位	取扱い**	備考
鉄筋工 (太径鉄筋含む)	鉄筋工	鉄筋加工・組立	t	①	鋼材類
鉄筋工(ガス圧接工)	ガス圧接工	ガス圧接工 手動 (半自動)・自動	箇所	2	材料分離不可
インターロッキンク゛フ゜ロックエ	インターロッキンク。ブ゛ロックエ	設置	m2	2	材料分離不可(※②)
		標準型 (土中建込)	m	2	材料分離不可(※②)
		標準型(コンクリート建込)	m	2	材料分離不可(※②)
防護柵設置工(ガードレール)	ガードレール設置工	耐雪型 (土中建込)	m	2	材料分離不可(※②)
		耐雪型 (コンクリート建込)	m	2	材料分離不可(※②)
		部材設置 (レール設置) (耐雪型含む)	m	①	鋼材類
		標準型(土中建込)	m	2	材料分離不可(※②)
防護柵設置工(ガードバイブ)	ガードパイプ設置工	標準型(コンクリート建込)	m	2	材料分離不可(※②)
		部材設置 (パイプ設置)	m	0	鋼材類
		土中建込	m	0	鋼材類
		プレキャストコンクリートブ ロック建込	m	0	鋼材類
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	横断・転落防止柵設置工	コンクリート建込	m	0	鋼材類
	() 「 「			0	鋼材類
			m		
		部材設置(t゚ームまたはパネルの設置)	m	0	鋼材類
		根巻きコンクリート設置	m	2	材料分離不可
		中間支柱設置工	本	2	材料分離不可
		端末支柱設置工	本	2	材料分離不可
防護柵設置工(落石防護柵)	落石防護柵設置工	p-プ・金網設置工 (間隔保持材付き)	m	2	材料分離不可
		p-プ・金網設置工 (上弦材付き)	m	2	材料分離不可
		ステーロープ設置工	本	2	材料分離不可
		金網・ロープ設置	m2	2	材料分離不可
防護柵設置工 (落石防止網)	落石防止網設置工	アンカー設置	箇所	2	材料分離不可
		ポケット式支柱 (アンカー固定式)	箇所	2	材料分離不可
		モルタル吹付工	m2	2	材料分離不可
		コンクリート吹付工	m2	2	材料分離不可
法面工		機械藩種施工による植生工(植生基材吹付工)	m2	2	材料分離不可
	法面工	機械藩種施工による植生工(客土吹付工、種子散布工)	m2	2	材料分離不可
		人力施工による植生工(植生マット工、植生シート工)	m2	2	材料分離不可
		人力施工による植生工(植生筋工、筋芝工)	m2	2	材料分離不可
		人力施工による植生工(張芝工)	m2	2	材料分離不可
		ネット張工 (繊維ネット工)	m2	2	材料分離不可
		モルタル・コンクリート	m	2	材料分離不可
吹付枠工	吹付枠工	7ス張工	m2	2	材料分離不可
道路植栽工	道路植栽工	植樹工	本	0	その他材料
		支柱設置	本 (m)	2	材料分離不可
		地被類植付工	鉢	0	その他材料
		植樹管理(せん定)	本 (m2)	_	材料費含まず
		植樹管理(施肥)	本 (m2)	①	その他材料
		植樹管理(除草・芝刈・灌水)	m2	_	材料費含まず
		植樹管理(防除)	1 (->	①	その他材料
		移植工(掘取工)	本 (m2)	2	
透加田体统领工计图机图 字	经过日外位领工业里机里 了	参加工(指収工/			材料分離不可
橋梁用伸縮継手装置設置工	橋梁用伸縮継手装置設置工 橋梁用埋設型伸縮継手装置設置		m	0	鋼材類
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工	I		m	1	鋼材類・その他材料
		樹脂モルタル舗装工	m2	2	材料分離不可
			m2	2	材料分離不可
薄層カラー舗装工	薄層カラー舗装工	景観透水性舗装工			
薄層カラー舗装工	薄層カラー舗装工	景観透水性舗装工 樹脂系すべり止め舗装工	m2	2	材料分離不可
	道路標識設置工			2	材料分離不可 材料分離不可
		樹脂系すべり止め舗装工	m2		
		樹脂系すべり止め舗装工 標識性・基礎設置 (路側式)	m2 基	2	材料分離不可
		樹脂系すべり止め舗装工 標識柱・基礎設置 (路側式) 標識柱設置 (片持式)	m2 基 基	2	材料分離不可 鋼材類
		樹脂系すべり止め舗装工 標識柱・基礎設置 (路側式) 標識柱設置 (片持式) 標識柱設置 (門型式)	m2 基 基	② ① ①	材料分離不可 鋼材類 鋼材類
		樹脂系すべり止め舗装工 標識柱・基礎設置 (路側式) 標識柱設置 (片持式) 標識柱設置 (門型式) 標識基礎設置 (片持式・門型式)	m2 基 基 m3	② ① ① ②	材料分離不可 鋼材類 鋼材類 材料分離不可
		樹脂系すべり止め舗装工 標識柱・基礎設置 (路側式) 標識柱設置 (片持式) 標識柱設置 (門型式) 標識基礎設置 (円型式) 標識板設置 (米内標識)	m2 基 基 m3 m2	②	材料分離不可 網材類 網材類 材料分離不可 材料分離不可
薄層カラー舗装工		樹脂系すべり止め舗装工 標識柱・基礎設置 (路側式) 標識柱設置 (片持式) 標識柱設置 (門型式) 標識基礎設置 (円型式) 標識板設置 (米内標識) 標識板設置 (紫内標識)	m2 基 基 m3 m2	② ① ① ① ② ② ② ① ①	材料分離不可 鋼材類 鋼材類 材料分離不可 材料分離不可 鋼材類



市場単価・土木工事標準単価の扱い<市場単価>

工種	名称	規格	単位	取扱い**	備考
	道路付属物設置工	視線誘導標設置・土中建込用	本	2	材料分離不可(※②)
		視線誘導標設置・コンクリート建込用 (穿孔含む)	本	2	材料分離不可(※②)
道路付属物設置工		視線誘導標設置・コンクリート建込用(穿孔含まない)	本	2	材料分離不可(※②)
坦鉛刊 馮物 故 直 上		視線誘導標設置・防護柵取付用	本	2	材料分離不可(※②)
		視線誘導標設置・構造物取付用	本	2	材料分離不可(※②)
		視線誘導標設置 (スノーポール併用型)	本	2	材料分離不可(※②)
		境界杭設置	本	1)	その他材料
		道路鋲設置 (穿孔式)	個	2	材料分離不可(※②)
		道路鋲設置 (貼付式)	個	2	材料分離不可(※②)
		車線分離標設置(可変式・着脱式)(穿孔式)	本	2	材料分離不可(※②)
		車線分離標設置(固定式)(貼付式)	本	2	材料分離不可(※②)
		境界鋲設置 金属製	本	1	その他材料
公園植栽工	公園植栽工	植樹工	本	1	その他材料
		支柱設置	本 (m)	2	材料分離不可
		地被類植付工	鉢	1	その他材料
軟弱地盤処理工	軟弱地盤処理工	サント゛ト゛レーン工	m	1	その他材料
		サント*コンハ* クションハ* イル工	m	1	その他材料
極本性セエ	橋面防水工	シート系防水	m2	2	材料分離不可
橋面防水工		塗膜系防水	m2	2	材料分離不可
グルービング工	グルービング工		m2	-	材料費含まず
鉄筋挿入工 (ロックボルト工)	鉄筋挿入工	鉄筋挿入工	m	1	鋼材類・コンクリート類
		仮設足場の設置・撤去	空m3	2	材料分離不可
コンクリート表面処理工(ウォータージェット工)	コンクリート表面処理工		m2	2	材料分離不可

取扱い欄 ①:市場単価等に材料費が含まれており分離が可能な工種

②:市場単価等に材料費が含まれているが市場単価等の構成上、分離ができない工種(備考欄「※②」について、設計図書に材料が明示されている場合は、その数量について単品スライド対象とすることができる。)



市場単価・土木工事標準単価の扱い<土木工事標準単価>

工種	名称	規格	単位	取扱い※	備考
区画線工	区画線工	溶融式 (手動)	m	①	燃料油・その他材料
		ペイント式 (車載式)		①	燃料油・その他材料
		区画線消去 (削取り式)		1	燃料油・その他材料
		区画線消去 (ウオータージェット式)	m	-	材料費含まず
		溶融式 (車載式)	m	①	燃料油・その他材料
	区画線工 (北海道特殊規格)	^゚イント式(車載式)	m	1	燃料油・その他材料
		^゚イント式(手動)	m	1	燃料油・その他材料
		リブ式・溶融式	m	①	燃料油・その他材料
高視認性区画線工	高視認性区画線工	非リブ式・溶融式	m	①	燃料油・その他材料
		区画線消去 (削取り式)	m	①	燃料油
	橋梁塗装工	新橋現場塗装·新橋継手部現場塗装 素地調整	m2	2	材料分離不可
		新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装 研磨材及びクレンかす回収・積込工	m2	2	材料分離不可
		新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装 ミストコート	m2	2	材料分離不可
		新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装 下塗り塗装	m2	2	材料分離不可
		新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装 中塗り塗装	m2	2	材料分離不可
橋梁塗装工		新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装 上塗り塗装	m2	2	材料分離不可
信米坚 衣工		塗替塗装 清掃・水洗い	m2	2	材料分離不可
		塗替塗装 素地調整	m2	2	材料分離不可
		塗替塗装 研磨剤及びケレンかす回収・積込工	m2	2	材料分離不可
		塗替塗装 下塗り塗装	m2	2	材料分離不可
		塗替塗装 中塗り塗装	m2	2	材料分離不可
		塗替塗装 上塗り塗装	m2	2	材料分離不可
構造物とりこわし工	構造物とりこわし工	無筋構造物	m3	-	材料費含まず
再 垣 物 と り こ わ し 上	併 垣物 とりこわし工	鉄筋構造物	m3	=	材料費含まず
コンクリートフ゛ロック積工	コンクリートブ゛ロック積工	プロック積工(練積・空積)	m3	①	コンクリート類
	排水構造物工	U字側溝	m	①	コンクリート類
排水構造物工		自由勾配側溝	m	①	コンクリート類
		蓋版		①	鋼材類・コンクリート類
鋼製排水溝設置工	鋼製排水溝設置工	鋼製排水溝設置	m	①	鋼材類

取扱い欄 ①:市場単価等に材料費が含まれており分離が可能な工種

②:市場単価等に材料費が含まれているが市場単価等の構成上、分離ができない工種 (備考欄「※②」について、設計図書に材料が明示されている場合は、その数量について単品スライド対象とすることができる。)



市場単価・土木工事標準単価の扱い<土木工事標準単価>

工種	名称	規格		取扱い**	備考
		下地処理	m2	-	材料費含まず
		プライマー塗布(CC-A塗装、CC-B塗装)	m2	2	材料分離不可
		下地調整 (CC-A塗装、CC-B塗装)	m2	2	材料分離不可
表面被覆工(コンクリート保護塗装)	表面被覆工(コンクリート保護塗装)	塗装(中塗り) (CC-A塗装)	m2	2	材料分離不可
		塗装(中塗り) (CC-B塗装)	m2	2	材料分離不可
		塗装 (上塗り) (CC-A塗装)	m2	2	材料分離不可
		塗装 (上塗り) (CC-B塗装)	m2	2	材料分離不可
		簡易清掃	m2	-	材料費含まず
表面含浸工	表面含浸工	下地処理	m2	-	材料費含まず
		含浸材塗布	m2	0	その他材料
連続繊維シート補強工	連続繊維シート補強工	下地処理	m2	-	材料費含まず
		プライマー塗布	m2	0	その他材料
		不陸修正	m2	0	その他材料
		連続繊維シート本体貼付 (一層当たり)	m2	0	その他材料
		仕上げ塗装 (中塗り+上塗り)	m2	①	その他材料
		仕上げモルタル・塗装(モリタル+モルタル用上塗り)	m2	①	その他材料
剥落防止工(アラミドメッシュ)	剥落防止工(アラミドメッシュ)	アラミドメッシュ本体貼付	m2	①	その他材料
漏水対策材設置工	漏水対策材設置工	漏水対策材設置	m	0	その他材料
防草シート設置工		防草シート設置(覆土)	m2	0	その他材料
	防草シート設置工	防草シート設置(露出)	m2	0	その他材料
		紫外線硬化型FRPシート設置(紫外線照射なし)	m2	2	材料分離不可
紫外線硬化型FRPシート設置工(ポリエステル樹脂)	紫外線硬化型FRPシート設置工(ポリエステル樹脂)	紫外線硬化型FRPシート設置 (紫外線照射あり)	m2	2	材料分離不可
塗膜除去工	塗膜除去工	途膜剥離剤塗布・塗膜除去	m2	0	その他材料
ハ°キュームブ°ラスト工	バキュームブラスト工	パキュームプラスト	m2	2	材料分離不可
		支柱・基礎設置	基	2	材料分離不可
道路反射鏡設置工	道路反射鏡設置工	鏡体設置	基	2	材料分離不可
		鏡体撤去	基	-	材料費含まず
		支柱・基礎撤去	基	-	材料費含まず
	仮設防護柵設置工 (仮設ガードレール)	仮設防護柵設置 H鋼基礎	m	0	鋼材類
仮設防護柵設置工 (仮設ガードレール)		仮設防護柵設置 独立基礎プロック	m	0	鋼材類・コンクリート類
		仮設防護柵設置 連続基礎プロック	m	0	鋼材類・コンクリート類
		仮設防護柵撤去 H鋼基礎	m	-	材料費含まず
		仮設防護柵撤去 独立基礎プロック	m	-	材料費含まず
		仮設防護柵撤去 連続基礎プロック	m	-	材料費含まず
Mark to the sale of the		継手方式(1)	箇所	0	鋼材類
機械式継手工	機械式継手工	継手方式(2)	箇所	1	鋼材類
抵抗板付鋼製抗基礎工		打込または引抜 施工条件 I	回	1	鋼材類
	抵抗板付鋼製杭基礎工	打込または引抜 施工条件Ⅱ	式	1	鋼材類
		打込または引抜 施工条件Ⅲ	式	0	鋼材類
/ンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工	/ンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		m	2	材料分離不可
FRP製格子状パネル設置工	FRP製格子状パネル設置工		枚	2	材料分離不可
侵食防止用植生マット工 (養生マット工)	侵食防止用植生マット工 (養生マット工)		m2	0	その他材料
±-7.6.04.04		支承金属溶射プラスト法 (潤滑性防錆剤注入なし)	基	2	材料分離不可
	土品人民效拉工	支承金属溶射プラスト法 (潤滑性防錆剤注入あり)	基	2	材料分離不可
支承金属溶接工	支承金属溶接工	支承金属溶射 粗面形成法	基	2	材料分離不可
		仕上げ塗装 (1層)	層	2	材料分離不可
	耐圧ボリエチレンリブ管(ハウエル管)設置工	耐圧ボリエチレンリブ管(ハウエル管)設置	m	0	その他材料

取扱い欄 ①:市場単価等に材料費が含まれており分離が可能な工種

②:市場単価等に材料費が含まれているが市場単価等の構成上、分離ができない工種(備考欄「※②」について、設計図書に材料が明示されている場合は、その数量について単品スライド対象とすることができる。)